



2022 経済安全保障 100社アンケート

米中対立

ウクライナ
侵攻

台湾有事

セキュリティ・
クリアランス

サプライ
チェーン

現地調達率

インド太平洋
経済枠組み

サイバー
セキュリティ

外資規制
強化

経済安全
保障推進法
の施行

2022 経済安全保障 100社アンケート



地経学研究所

Institute of Geoeconomics

CONTENTS

4 Executive Summary

第1部

6 集計結果と記述回答

第2部

36 経済安全保障100社アンケートラウンドテーブル(拡大版IOG地経学インサイト)

第3部

48 論考1 小木洋人「セキュリティ・クリアランス導入の議論に必要な三つの視点」

58 論考2 山田啓司「産業協力協定の必要(セキュリティ・クリアランス導入の次の一手)」

100社アンケート Executive Summary

1 最大の懸念は米中関係

経済安全保障上の課題は昨年同様、「米中関係における不透明性」を挙げた企業が回答企業の7割を超え最多。しかし、実際に「米中の板挟みにあっている」と回答した企業は2割弱であり、米中間の貿易量が増加している事実も踏まえると、米中の政治的駆け引きから一定の距離を置き、客観的に情報収集、分析を行うことの重要性も浮き彫りになった。

2 高まる台湾有事への関心

経済安全保障上の課題について、5割以上の企業が「台湾有事を想定した対応」を挙げており、日本企業における関心の高まりが伺える。台湾有事はリスクの高さに比して、直近で勃発する蓋然性は低く、追加的コストと効果のバランスに企業は苦慮している。

3 ウクライナ情勢の影響は大きいが間接的

今年のアンケートから追加したウクライナ情勢については、8割を超える企業が「影響を受けた」と回答したものの、「ウクライナ情勢に伴う対露制裁の不透明性」を課題として回答した企業は2割に留まる。実務的な影響（「事務所の閉鎖、停止」「取引先の精査」等）に加え、資材やエネルギー価格高騰に伴う「売り上げ減」「コスト増」といった経済的な影響を指摘する声が多い。

4 サプライチェーン強靱化の 取り組みは徐々に

米中で事業展開をしている企業の8割が何らかの取り組みを行っており、最多はサプライヤーの変更や多元化であった。生産拠点の移管まで踏み込んだ企業は3割に届かないものの、米国によって新たに導入された対中半導体製造装置の輸出規制やCHIPS法、IRA（インフレ抑制法）により、今後は一層踏み込んだ対応が求められる可能性がある。

5 求められる セキュリティクリアランス制度

制度を必要と考える企業は8割近くに上り、国際的な安全保障関連プロジェクトに参画するための「入場券」としての認識が広がりにつつある。制度がないことが原因で日本企業に声がかからなかった事例の件数や時期を把握できていない現状がある。日本企業が国際社会に後れをとらないために、制度化に向けた議論が進むことへの期待は高い。

6 日本政府への期待

日本政府への期待として高いものは、「今後の法整備の方向性」や「推進法の具体的内容の明示」、「企業利益確保を念頭に置いた政策決定」である。特に研究開発強化のための政策支援を含めた、ものづくりの競争力を維持するための施策を求める声は根強い。日本が強化すべき安全保障の取り組みとしては、「アジア太平洋におけるリーダーシップの発揮」と並び、「日米同盟の維持・強化」を求める回答も多くを占めた。

経済安全保障100社アンケート 2022年度実施

集計結果と記述回答

回答総数：81社

調査期間：2022年11月-2023年2月

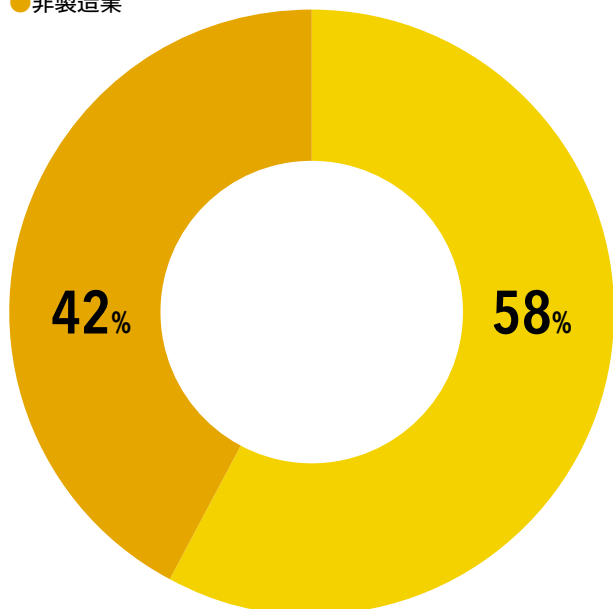
アンケート回答企業(五十音順)

株式会社IHI	独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構	東日本旅客鉄道株式会社
株式会社アドバンテスト	Zホールディングス株式会社	日立金属株式会社
出光興産株式会社	ソニーグループ株式会社	株式会社日立製作所
伊藤忠商事株式会社	ソフトバンク株式会社	ファナック株式会社
株式会社INPEX	ダイキン工業株式会社	富士通株式会社
ANAホールディングス株式会社	武田薬品工業株式会社	富士フイルムホールディングス株式会社
SMC株式会社	千代田化工建設株式会社	古河電気工業株式会社
NTT株式会社	DMG森精機株式会社	株式会社FRONTEO
株式会社NDIAS	帝人株式会社	株式会社堀場製作所
大阪ガス株式会社	TDK株式会社	本田技研工業株式会社
オムロン株式会社	株式会社デジタルハーツホールディングス	マネックスグループ株式会社
鹿島建設株式会社	テルモ株式会社	丸紅株式会社
川崎重工業株式会社	株式会社デンソー	株式会社みずほフィナンシャルグループ
キオクシア株式会社	東京海上ホールディングス株式会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
キヤノン株式会社	東レ株式会社	三井不動産株式会社
株式会社 神戸製鋼所	トヨタ自動車株式会社	三井物産株式会社
株式会社国際協力銀行	トレンドマイクロ株式会社	三菱ケミカル株式会社
株式会社小松製作所	長島・大野・常松法律事務所	三菱商事株式会社
株式会社SUMCO	日揮ホールディングス株式会社	三菱電機株式会社
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	日産自動車株式会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
JSR株式会社	日本製鉄株式会社	株式会社安川電機
JFEホールディングス株式会社	日本電気株式会社	ヤマトホールディングス株式会社
塩野義製薬株式会社	日本郵船株式会社	ユニゾン・キャピタル株式会社
信越化学工業株式会社	野村ホールディングス株式会社	横河電機株式会社
スパークス・グループ株式会社	パナソニック株式会社	株式会社良品計画
住友商事株式会社	浜松ホトニクス株式会社	レーザーテック株式会社
住友電気工業株式会社	PwC Japanグループ	レオス・キャピタルワークス株式会社。

調査対象企業・機関の分類

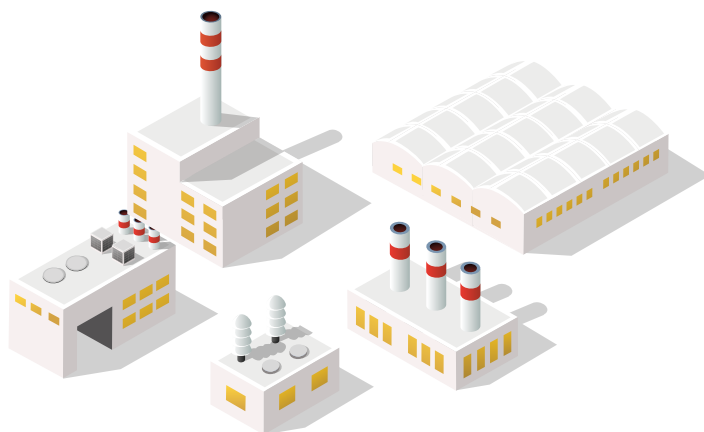
企業の大分類[81件の回答]

- 製造業
- 非製造業



企業の小分類[81件の回答]

- | | |
|--------------|-----------------|
| 金融(10社) | 輸送用機器・機械(5社) |
| 機密機器(9社) | IT(3社) |
| 石油・石油化学(7社) | 建設・不動産(2社) |
| 鉄鋼・非鉄金属(7社) | 重工(2社) |
| 情報・通信(7社) | その他サービス業(2社) |
| 半導体(6社) | 建材・繊維・紙(1社) |
| 商社(5社) | その他製造業(1社) |
| 医薬・化学薬品(3社) | 小売(1社) |
| 運輸・倉庫(4社) | 電力・ガス(1社) |
| 産業・生産用機械(4社) | 公共・教育・水産農林他(1社) |

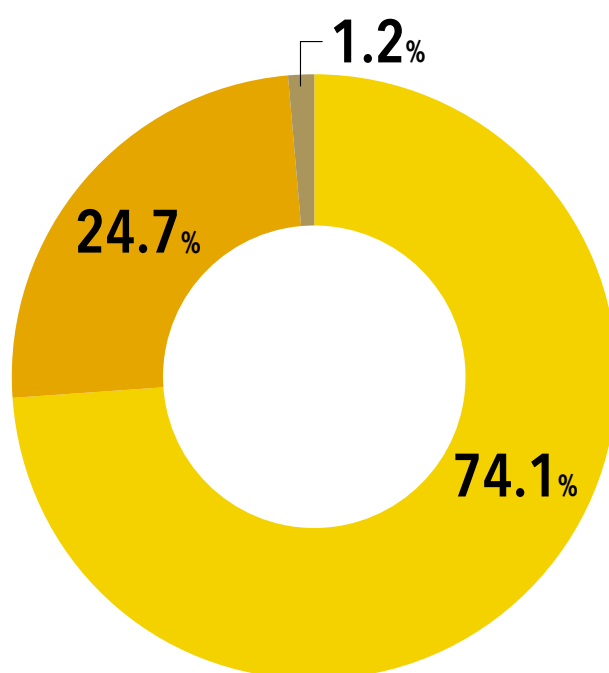


1

経済安全保障について、 どの程度意識していますか。

[81件の回答]

- 強く意識している
- ある程度意識している
- あまり意識していない
- 全く意識していない

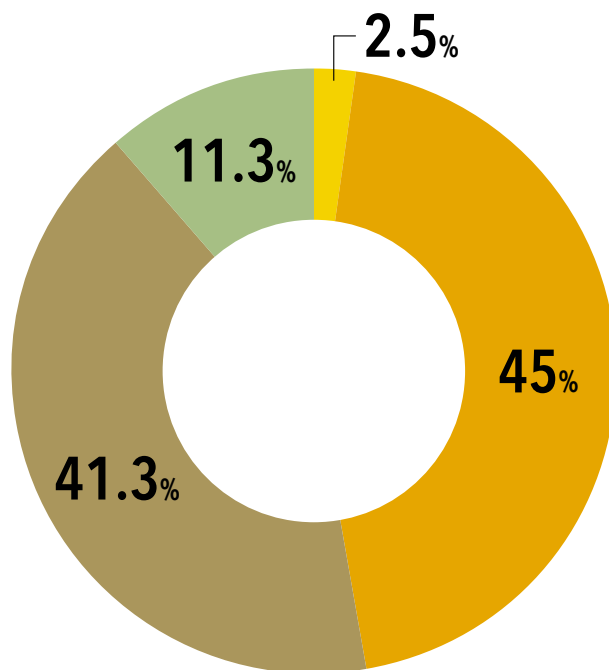


2

取締役会、役員会など
経営方針を議論する場において、
経済安全保障が議題に
なることはありますか。

[80件の回答]

- 毎回ある
- よくある
- 時々ある
- ほとんどない
- 全く無い

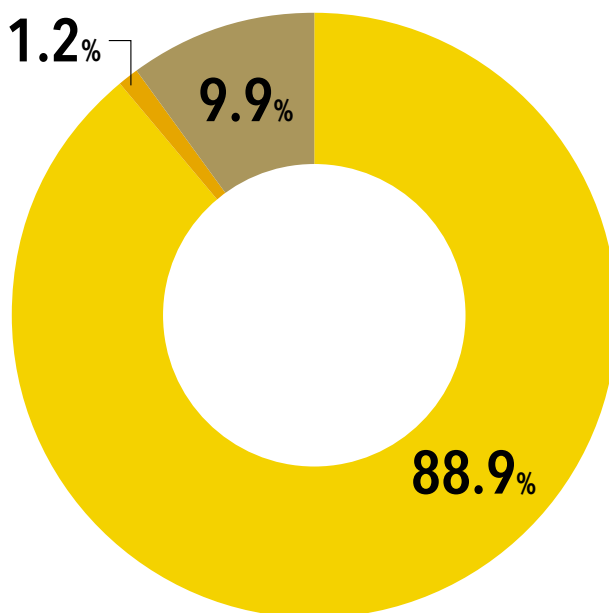


3

2022年5月に
経済安全保障推進法(以下、推進法)が
可決成立しましたが、
経済安全保障の取り組みを
行なっていますか。

[81件の回答]

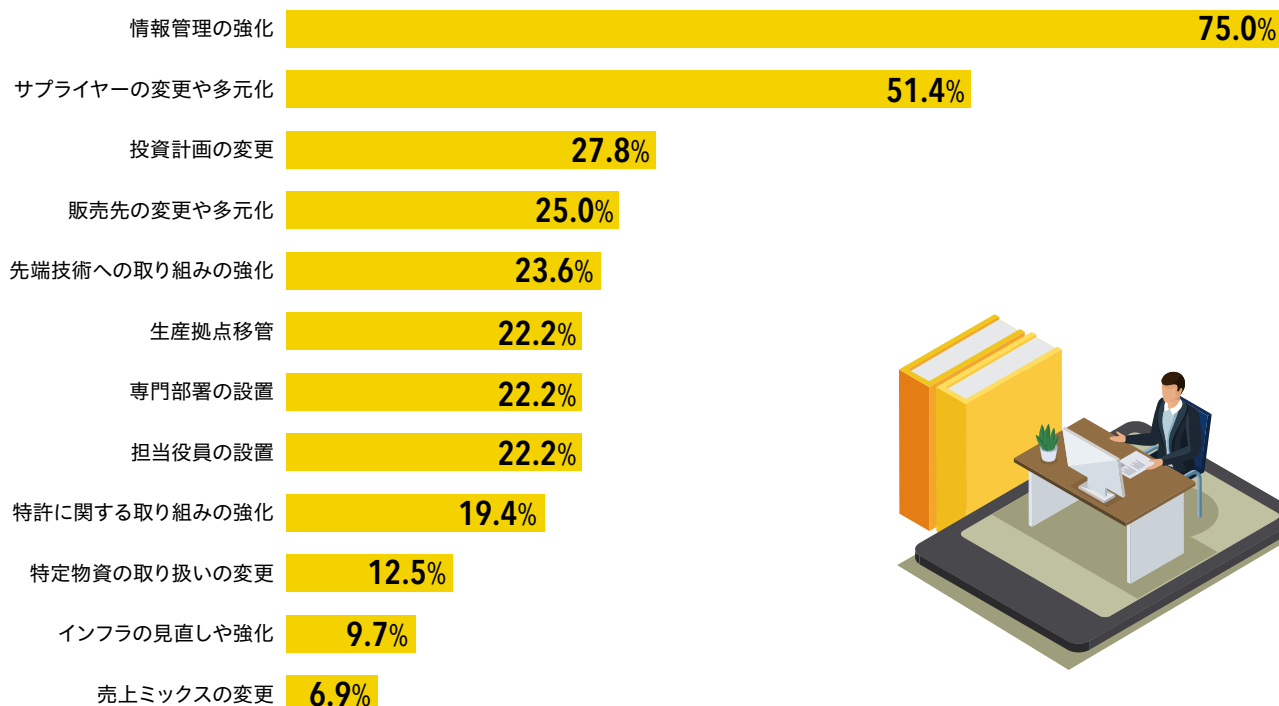
- 推進法施行前から行なっている
- 推進法施行後に行なっている
- 行なっていない



4

3で、「行なっている」と回答された場合には、推進法の施行以前から行なっている具体的な取り組み内容を教えてください。
当てはまるもの全てをお選びください。

[72件の回答]



記述回答

「PICK UP!」

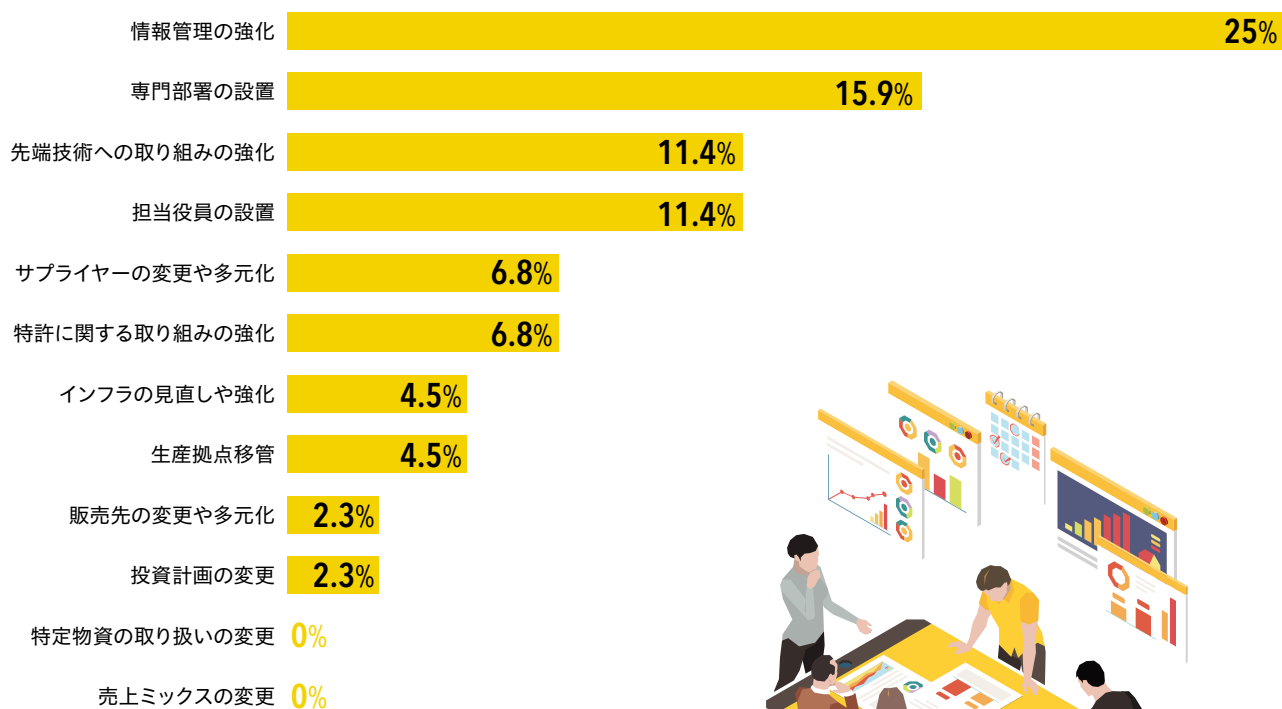
- 各国の安全保障政策の情報収集と分析、サプライチェーンの把握、技術漏洩防止のための仕組み作り
- リスクマネジメント委員会の下で、情報収集とリスクへの対応を検討
- 基幹インフラ事業に指定される見込みであることから、法制化に向けた議論に関して官公庁(NSS)や経済団体(経団連)から得た情報を経営会議等において共有
- サプライチェーンの洗い直し
- 拠点移動の検討など
- 安定供給のための調達先の複数化に努め、安全保障輸出管理の確実な運用
- 協業案件のリスク審査
- 関連規程を整備し、取引先の事前チェック等を実施
- 輸出管理

- 安全保障貿易管理体制の構築
- 情報収集、全社的な要対応事項の確認など
- 問題発生時に関係部署が連携して対応する体制の整備
- 商品の転用防止の技術組み込み、設計情報、来訪者の厳格な管理
- 他国の経済制裁に関する情報収集
- 資源エネルギーの我が国への安定供給確保のための資源外交等
- 情報収集及び事業部・コーポレート間の情報共有
- 既存の輸出管理体制の強化、社内機微技術の棚卸し
- 法令遵守対応
- 幹部社員向けの勉強会を開催
- タスクフォースベースでの担当部署取り決め、情報収集・報告体制構築、機器調達状況確認
- 内外当局輸出規制・制裁等の包括的コンプライアンス管理強化、経営宛同報告強化、同リスクの全社管理への格上げ、日本政府/業界/経済団体の連携強化
- 国際的なネットワークの確保、日本における製造施設の保有、製造・生産実績の確保によるエンドプロダクトの国内導入
- 個人の経済安全保障の観点から資産形成に関する動画等での投資啓発活動
- 関係国や団体への働きかけ
- 状況に応じて関連部署で対応

5

3で「行なっている」と回答された場合には、
推進法の施行以降、
新たに始めた具体的な取り組み内容を教えてください。
当てはまるもの全てをお選びください。

[44件の回答]



記述回答

\PICKUP!\

- 地政学リスクを織り込んだBCP計画の検討
- 推進法施行に関する行程の確認と対応方針の検討

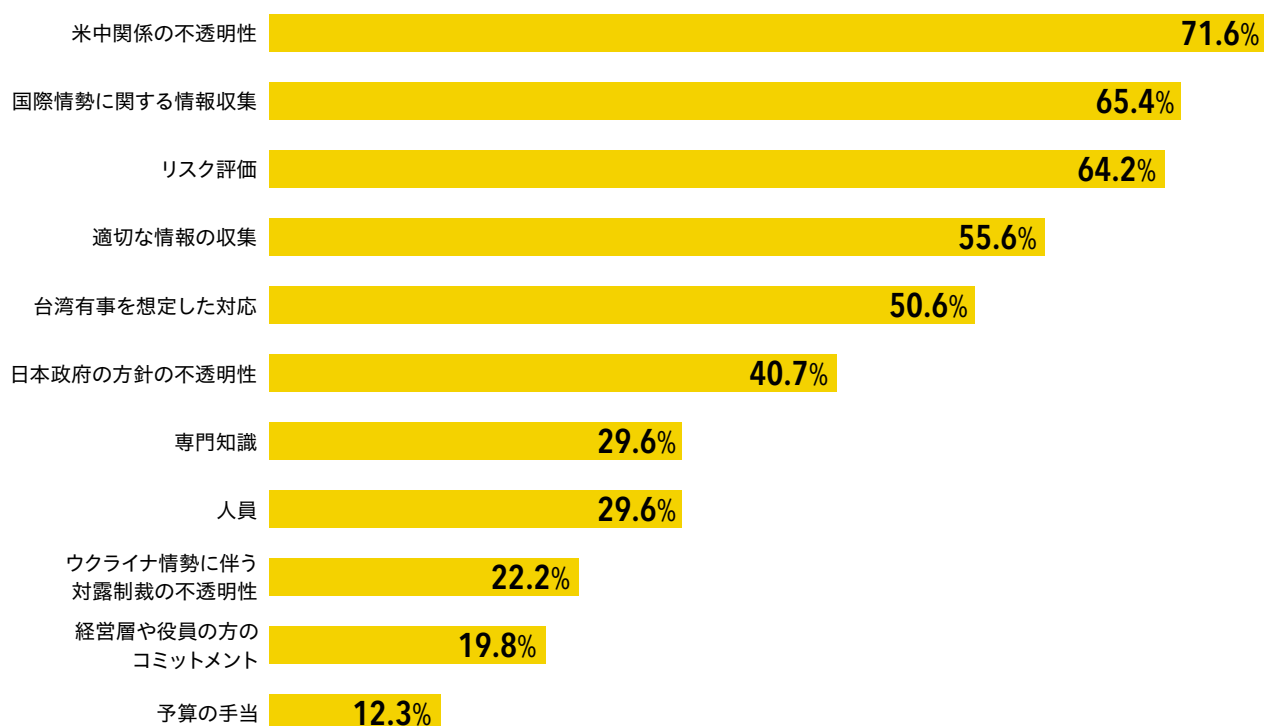
- 外為法改正によるみなし輸出対応
- 抗菌薬原料、中間体の国内製造受託
- 事業計画の変更の検討

- 関連法案に関する情報収集強化
- 重要基幹インフラのシステム・設備の洗い出し
- 重要インフラに関する対応の検討
- 安定供給確保支援など経済安全保障推進法への対応
- セミナーやSNSを通じた情報発信
- タスクフォースベースでの情報収集・報告体制整備、基幹インフラ機能維持に関わる対応
- 他国の経済制裁に関する情報収集
- 当社への影響を把握
- 関係コーポレート部局の連携

6

経済安全保障への取り組みを行うにあたり、
一番の課題は何ですか。
当てはまるもの全てをお選びください。

[81件の回答]



記述回答

\PICKUP!\

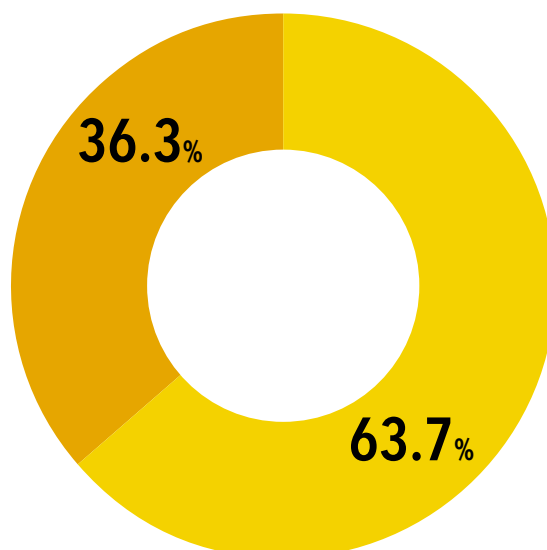
- 一部地域に集中している原材料・装置供給源の代替確保が困難
- インフラ規制の予見可能性、規制対象範囲の限定。規制に適合させるために(コストが廉価な)特定国企業からの調達を避けるなどした結果、調達コストが増加した場合に、政府に補助や補填を求めることを期待
- 日本がイノベーションを創出・評価する国であるというレピュテーションを得ること。省庁分断ではなく包括的にリーダーシップを取れる組織体制の構築
- サプライチェーンの可視化と強靱性確保に向けた施策

7

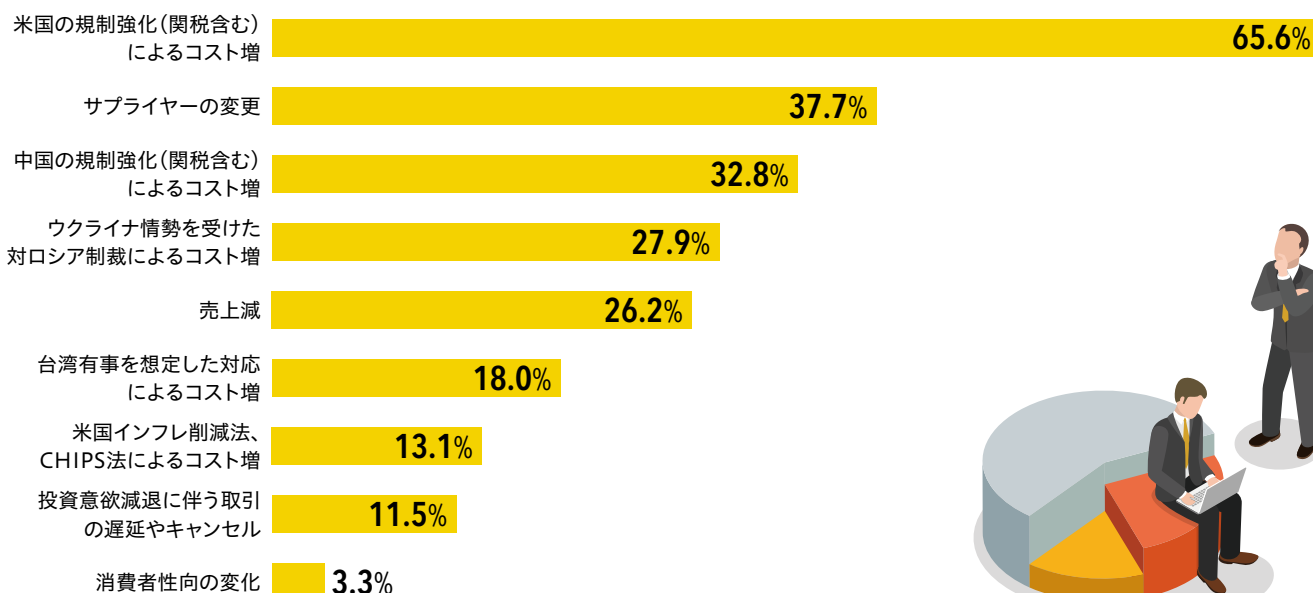
現在、米中対立の影響は、
貴社の事業に何らかの形で
出ていますか。

[80件の回答]

- 影響が出ている
- 出ていない



「影響が出ている」場合には、具体的に何ですか。
「影響が出ていない」場合には、今後想定される影響はありますか。
当てはまるもの全てをお選びください。[61件の回答]



記述回答

\PICKUP!\

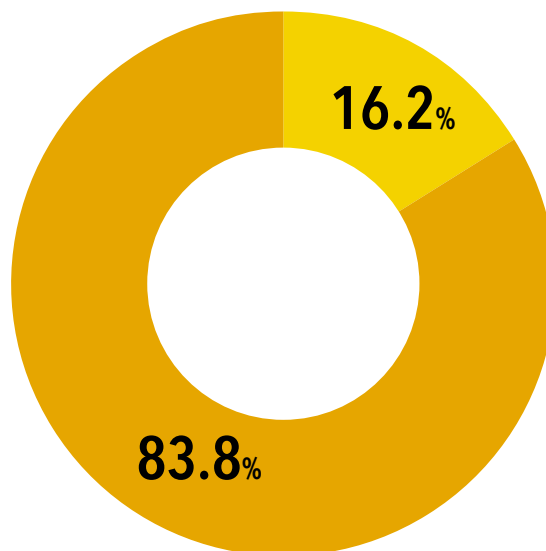
- 物流の停滞に伴う売上への影響やコストの増加
- 米国輸出管理規則の域外適用への対応
- 一部品目の生産拠点移管
- 規制強化対象となる中国企業への投資判断と顧客対応

- 半導体関連の輸出規制
- 各種制裁対応
- エンティティリスト対応
- 投資企業(候補先含む)が影響を受けた場合、投資判断およびパフォーマンスへの影響
- 現状はコロナ禍に覆い隠されているが、米中対立によるグローバル経済の停滞が運輸需要の低減につながるという間接的影響。
- 中国が半導体需要の大きな比率を担っていることから、潜在的な事業リスクとして認識
- 金融市場の変動
- 投資等の新規事業開拓への障害
- 顧客データを保全する場所、扱う社員の基準整理
- 情報管理態勢の強化、業務委託先企業の事前審査強化
- 取引先の事業への影響確認、取引方針の確認作業
- クライアントからの相談が増加

8

これまでに貴社の事業が、
何らかの形で米中どちらかを
選ばなければならないという、
米中対立の板挟みに
なったことはありますか。

[80件の回答]



- ある
- ない

米国事業か中国事業かを選ばなければならないと仮定した場合、
その選択のための意思決定の判断軸は何ですか。[74件の回答]



記述回答

\PICK UP!

- 米中板挟みに陥らないよう、事業参画・推進に当たって、地政学的リスクを踏まえた意思決定を行っている
- 米中間の政争に巻き込まれない分野での将来の事業性
- 将来の予見可能性、リスク評価
- 事業の継続性、期待リターン

- 原材料の多くは中国、製造機器の多くは米国依存の為、2択は不可能
- (米中)どちらかを選ぶということはない
- (米中)どちらも大きな事業であり選択できない。
- (米中)ともに重要な市場であり、どちらかを選ぶことは考えにくい
- (米中)どちらかを選択するという状況を想定していない
- 米中対立の状況、弊社製品・サービスの性質
- 財務的な判断ではなく、地政学的要因(法規制や政府の方針など)によって判断

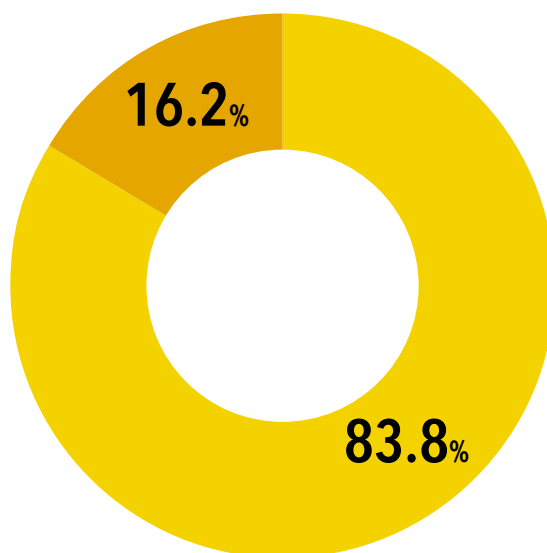
- 地政学リスク
- カンントリーリスクの大きさ
- コンプライアンスをベースとした、グローバル企業としての対応とお客さまはじめステークホルダーへの説明責任
- リスクの大きさとその実現可能性、レピュテーション
- グローバルへの影響
- 民主的価値観、ルールに基づく世界秩序、自由貿易の重要性の観点
- 我が国と共通の民主主義的な価値観を有するかなどにより判断
- 米国を選択
- 中国事業はほとんどない
- 個別取引先・顧客との従前からの信頼関係
- 顧客及び政府との関係を考慮した事業の持続性
- 事業継続の担保
- 案件の内容、対象となる顧客等により判断基準が異なる
- お客様への影響、我が国の国益を勘案した上での事業の将来性
- 日本政府の方針(4)
- 案件毎に個別判断
- その時点の状況に応じて判断
- 総合的判断(4)

9

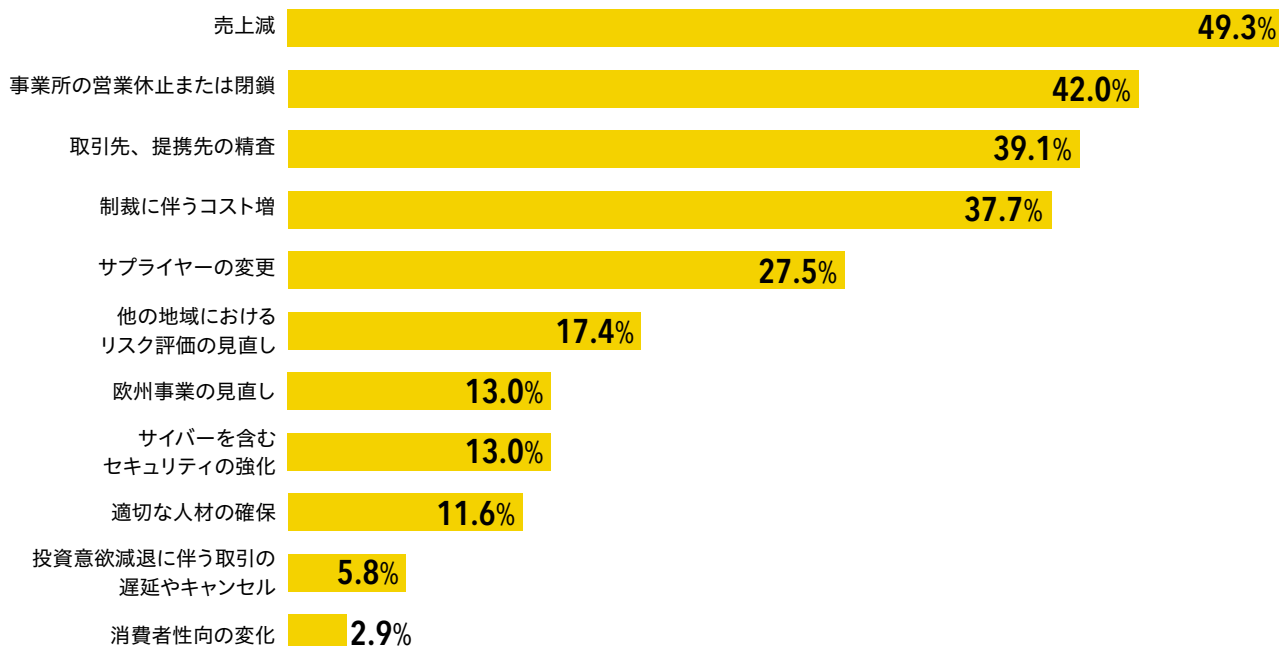
ロシアによるウクライナ侵攻とこれに伴う対露制裁の影響は、貴社の事業に何らかの形で出ていますか。

[80件の回答]

- 影響が出ている
- 出ていない



「影響が出ている」場合は、具体的に何ですか。「影響が出ていない」場合には、今後想定される影響はありますか。当てはまるもの全てをお選びください。[69件の回答]



記述回答

「PICK UP!」

- 代替生産拠点の整備、そのためのコスト増への対応
- 資源価格高騰
- エネルギーコストの上昇
- マクロ経済減速に伴う最終需要の鈍化
- 株式、為替、債券等の市場への影響
- 信用コストの増加

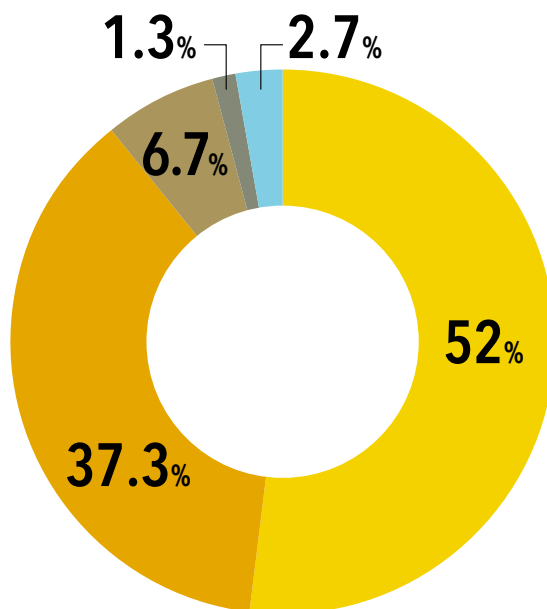
- 欧州でのエネルギーコスト上昇が経済全体に悪影響を与えている
- 原油価格高騰による、原価悪化
- 油価等の市場価格高騰等
- Heガス等材料の納期の長期化、コストアップ
- 物価上昇により、金融政策が与えるマーケットインパクト、株式市場の変動による影響を受けている
- 欧米制裁措置による金融機関の与信制限
- すべての新規投資の中止、広告・宣伝活動の中止、新規の試験を実施しないこと、および進行中の試験の中止
- 迂回輸送に伴う燃油費を中心とした運航変動費の増加、機材ならびに乗務員稼働への影響、運航便数の減少。新規就航準備の凍結。
- 訓練事業におけるロシア系企業への販売自粛等
- 対外ステイタメント発信（当該地域でのビジネスは限定的で、全社業績に与える影響は極めて少ない）
- クライアントからの相談が増えている

10

経済安全保障推進法の
施行等によって、
全体費用はどの程度増加していますか。

[75件の回答]

- 全く増加していない
- 推進法施行前から5%未満の増加
- 推進法施行後に5%未満の増加
- 推進法施行前から5%以上10%未満の増加
- 推進法施行後に5%以上10%未満の増加
- 推進法施行前から10%以上の増加
- 推進法施行後に10%以上の増加



11

今後、日本の経済安全保障推進法の施行内容が具体的に示されていく場合、
貴社の事業において一番影響を受けることが予想される事項は何ですか。

[73件の回答]



記述回答

\ PICKUP! /

- 人権侵害リスクも含めたサプライチェーンの適切性確保、およびインフラ事業安定運営の継続性確保
- 中国企業への投資意欲の減退や投資制限、中国企業からのデータ取得の制限(特に連結子会社の財務データ)、中国との送金制限

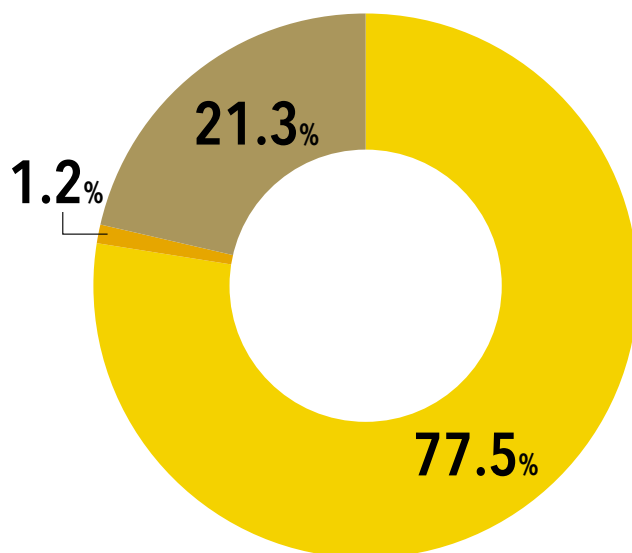
- サプライチェーンの変更可能性、制裁強化の動き
- お客様への影響、規制リスク、制裁リスク、人的資源制約
- 納期、サプライヤー変更に伴うコストなど
- 重要インフラの保守・開発に係る制約
- 基幹インフラ事業としての規制を受けることで、事業遂行に必要な機器やシステムの円滑な運用が阻害される可能性
- 安定供給確保支援など経済安全保障推進法への対応
- グローバル開発への影響がないことを望む
- 社内の情報セキュリティ体制のあり方
- クライアントからの相談が増えると思われる
- 法案の詳細が決まるまで影響不明
- 規制内容による

12

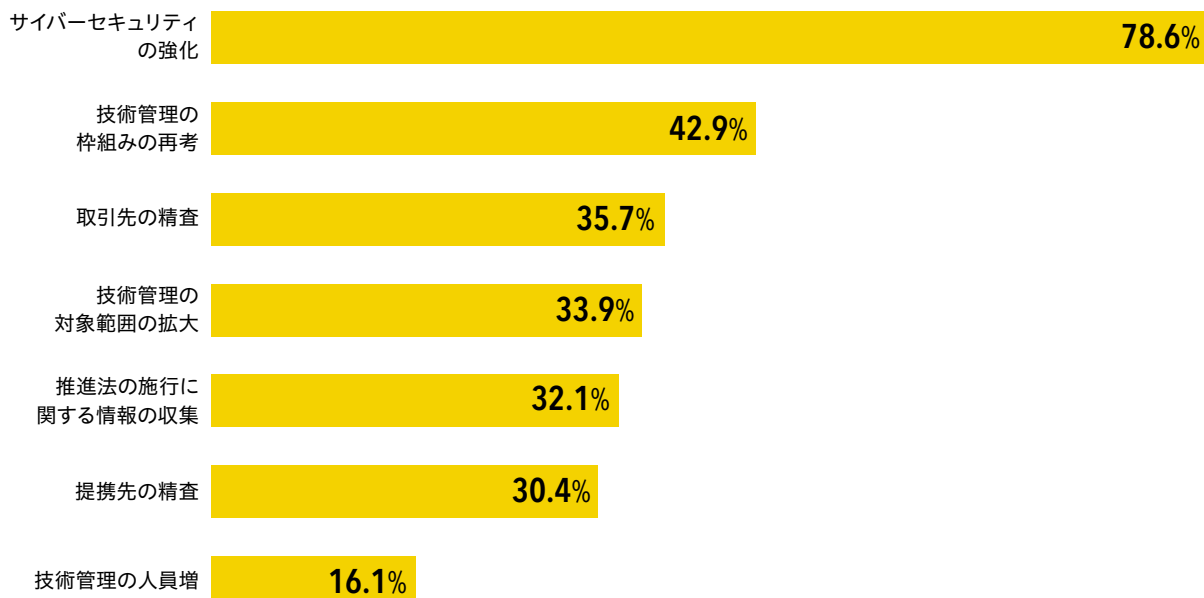
従来からの技術管理、
輸出管理に加え、
技術漏洩防止のための
新たな取り組みをしていますか。

[80件の回答]

- 推進法施行前からしている
- 推進法施行後に取り組みはじめた
- していない



新たな取り組みをしている場合、それは何ですか。 [56件の回答]

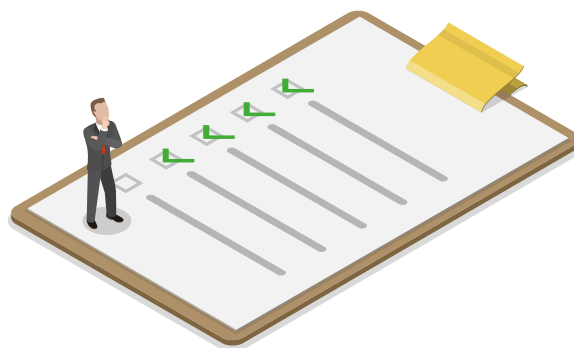


記述回答

「PICK UP!」

- バックドアの脅威とガバメントアクセス等に対するリスク管理強化
- 外為法改正「みなし輸出規制見直し」に伴う社内管理体制整備

- 発明の公開秘匿の精査
- 技術漏洩防止に向けては、従前から技術情報の輸出管理にて対応中。新たな取り組みについては、関係法令を確認しつつ適宜対応する
- ペネトレーションテストで発見された脆弱性のフォローアップ、セキュリティアプリケーションの見直し等
- 国内の動向等も含めて情報収集
- サイバーセキュリティの強化を行っているが、これは従来からの取り組みであり、新たなものではない

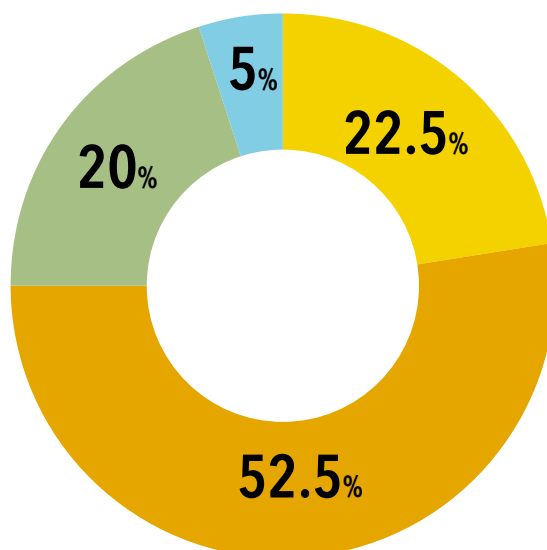


13

日本に
セキュリティ・クリアランス制度が
必要だと思いますか。

[79件の回答]

- すぐに必要だと思う
- これまでなかったが、将来的に必要だと思う
- 必要だと思わない
- どちらとも言えない
- どのような制度なのかわからない



14

日本に現状セキュリティ・クリアランス制度がないことにより、
参画することのできなかつた案件や会議などがありますか。
当てはまるもの全てをお選びください。

[73件の回答]



記述回答

\PICK UP!\

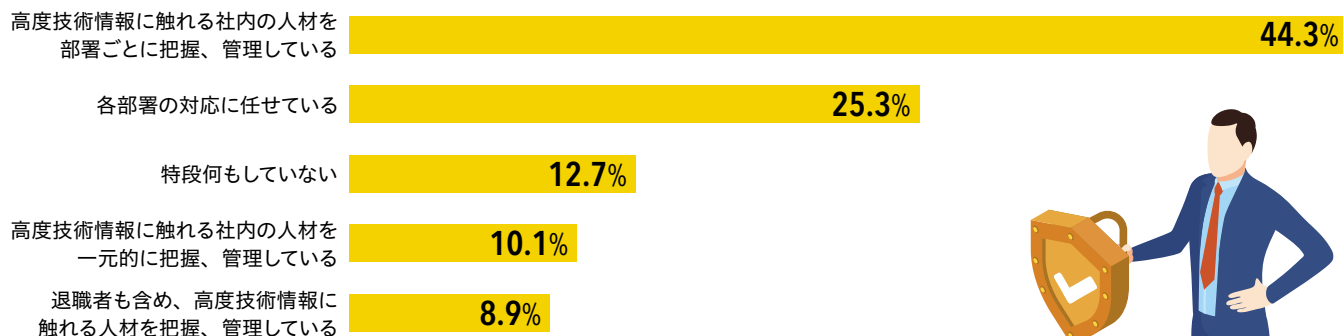
- 他国の政府が行う事業に入札はできているが、英豪等ファイブアイズ国の企業に比べて審査(NID)が免除されずに時間を要してしまい、結果として競争力を失う
- アメリカの企業がアクセスできる情報が見られないため、情報格差を感じることもある
- 現状、確率は低いものの、対中国向けに半導体技術について規制強化が進めば可能性あり
- 可能性はあるが、具体的なものは想定していない
- これまでなく、今後はわからない



15

高度技術情報に触れる人材をどの程度管理していますか。

[79件の回答]



16

米国や中国の経済制裁の域外適用を想定した コンプライアンス体制は整っていますか。

[80件の回答]



記述回答

\PICKUP!/\

- 米国の経済制裁の域外適用を想定したコンプライアンス体制は整備済であるが、中国の経済制裁の域外適用に関しては整備中
- 本社は制裁関連規程導入等含め構築済。現在、連結体制順次継続整備中

- 米国については対応済、中国は域外適用の運用不透明なため判断しかねる
- 重要性について認識しており、検討の上必要に応じて整備を実施
- ある程度整っているが、更なる整備が必要
- 制裁内容や法令整備に応じて、現状の体制を適宜整備
- 想定される経済制裁の内容に応じて個々に対応(3)
- 政府の対応に従う
- 現時点で域外適用の対象技術を扱っていない

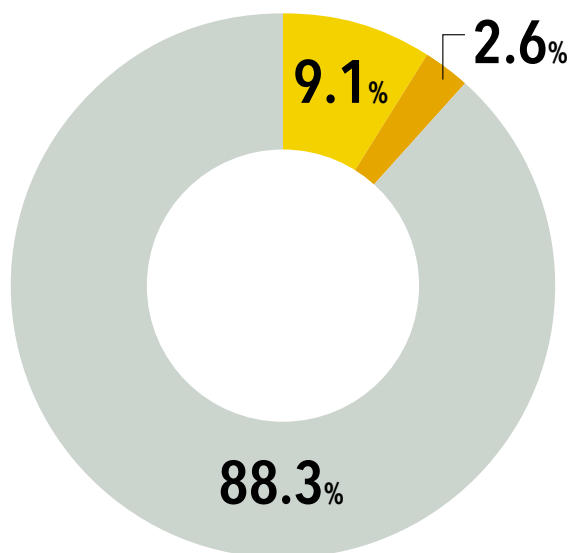


17

過去に、日本、米国や中国政府、もしくは他国の政府から輸出入や制裁企業との取引などで指摘を受けたことはありますか。

[80件の回答]

- 日本政府から指摘を受けたことがある
- 米国政府から指摘を受けたことがある
- 中国政府から指摘を受けたことがある
- その他の国の政府から指摘を受けたことがある
- 指摘を受けたことがない

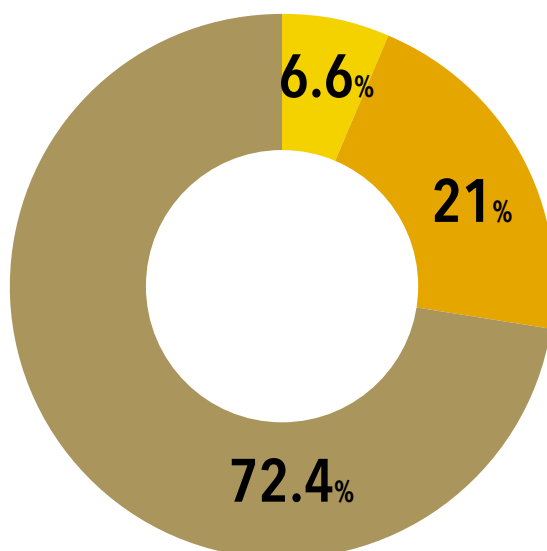


18

貴社の事業において課徴金や取引停止、輸出入停止措置を受けたことはありますか。

[76件の回答]

- あった
- これまでなかったが、将来的に想定される
- これまでになく、今後も特に想定されない



課徴金や取引停止、輸出入停止措置を受けたことがあったと答えた方は、被った金額はどの程度でしたか。

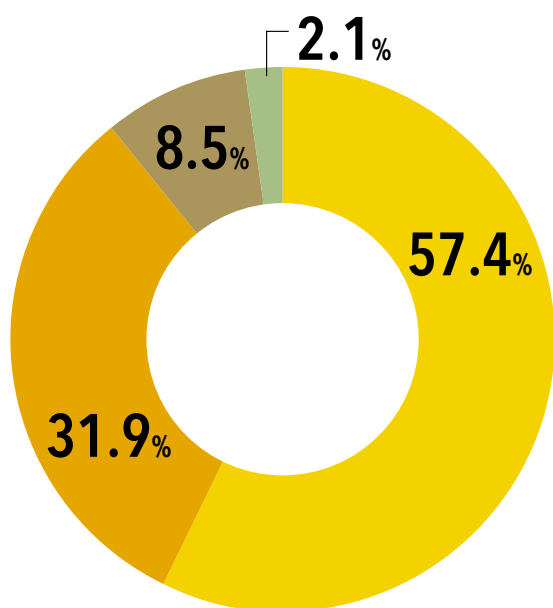
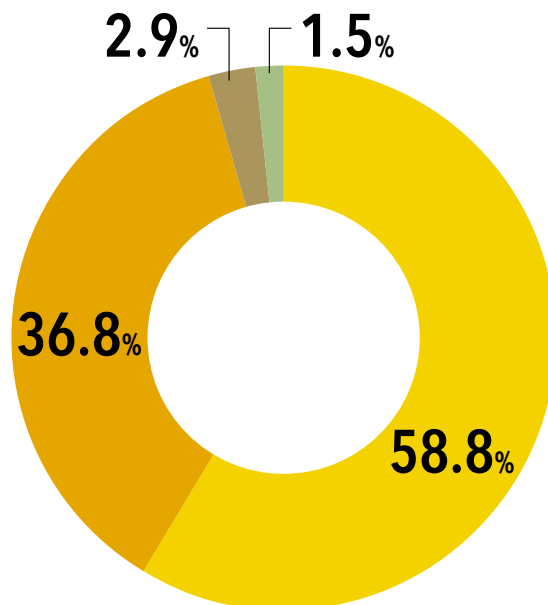
[4件の回答、金額非公開]

19

売上に占める中国の比率はどの程度ですか。

[68件の回答]

- 1割未満
- 1-3割
- 3-5割
- 5割以上



また、生産も行っている場合にはその比率はどの程度ですか。

[47件の回答]

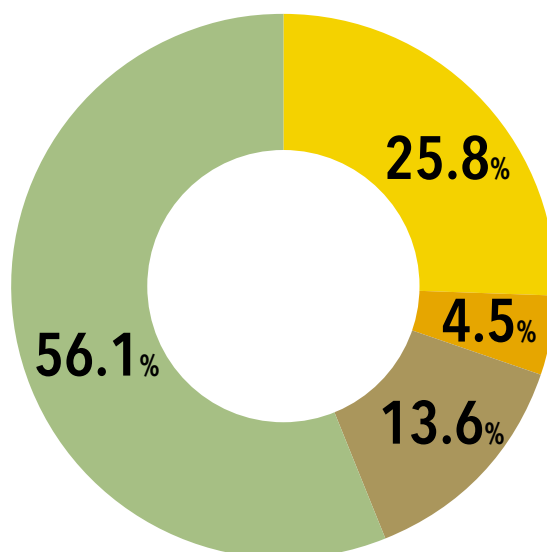
- 1割未満
- 1-3割
- 3-5割
- 5割以上

20

今後、中国の売上比率を変える中長期目標はありますか。

[66件の回答]

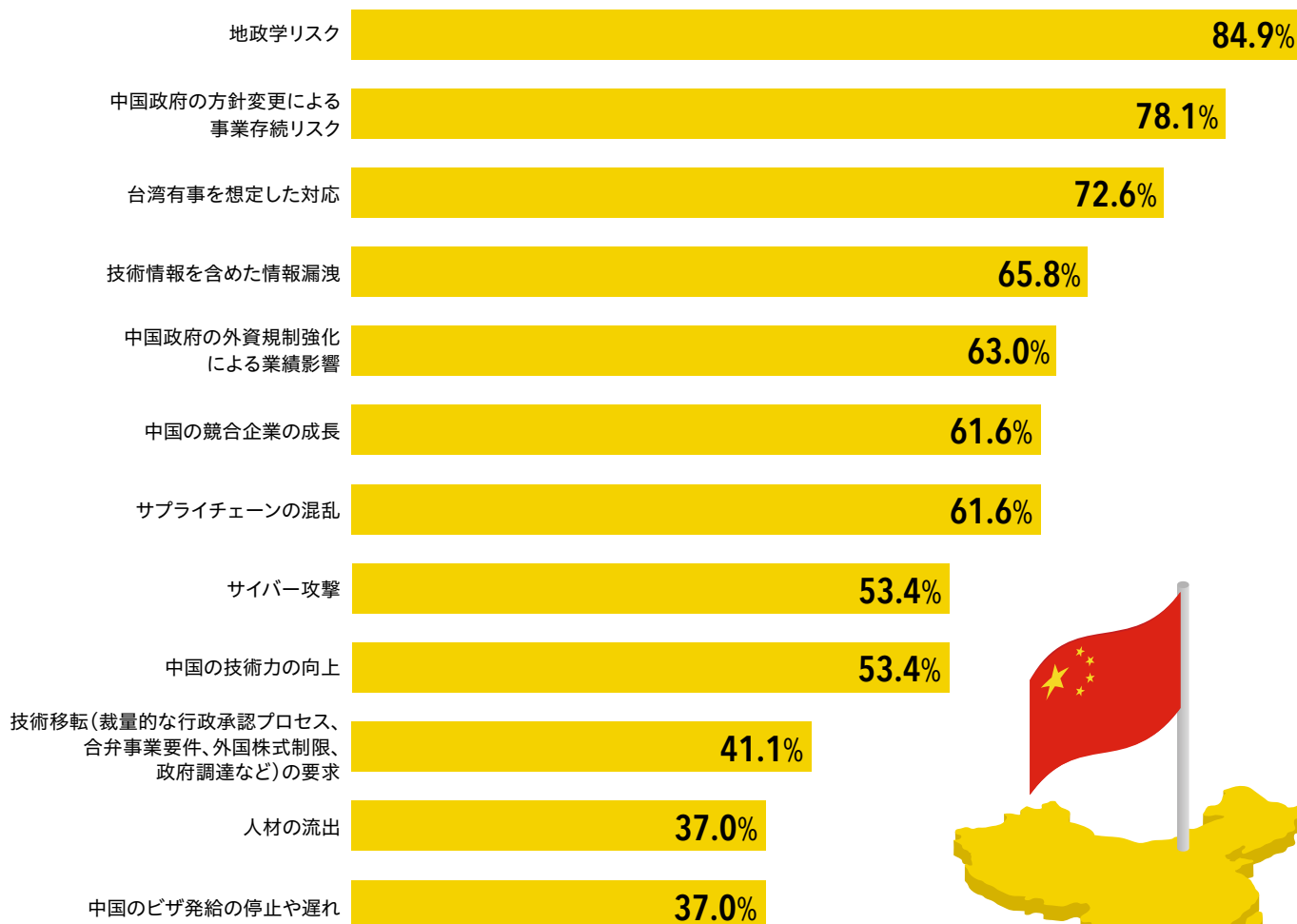
- 増やす目標がある
- 減らす目標がある
- 現状維持
- 特にない



21

中国事業を展開する上で留意する事項は何ですか。
当てはまるもの全てをお選びください。

[73件の回答]



記述回答

\PICKUP!\

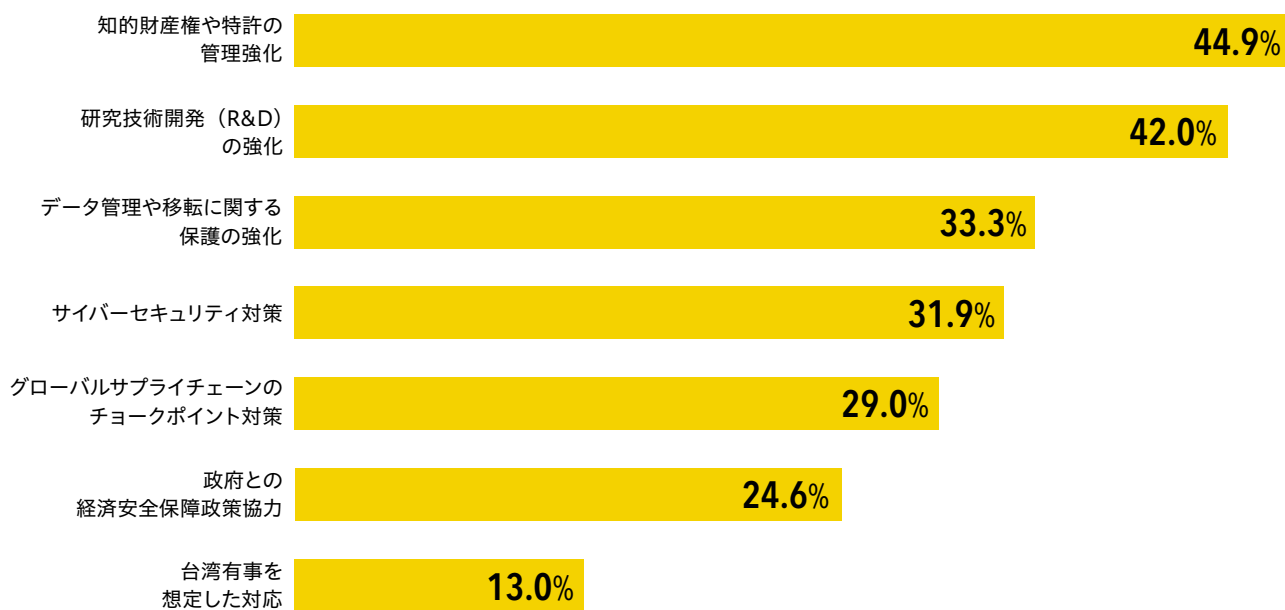
- **ゼロコロナ政策**
- **電力使用規制による製造の遅れ**
- **先端技術に対する中国の知的財産権の囲い込み、情報(データ)移転を含む取扱い**
- **お客様への影響、人権問題等に起因する中国・欧米間の板挟み**
- **中国に限らず特定地域・特定国への依存はリスクであり事業縮小ではなく分散化を進める**

- コロナ感染拡大に伴う外出規制などの行動制限
- 中国企業が冒認出願した実用新案権・特許権等の知的財産権等が障害となること
- データの移転規制強化による、開示すべきデータの取得への影響
- 輸出規制の強化
- 貿易ルールの変更
- 中国政府によるアンチダンピング調査や輸出関税の引き上げ
- 商品の軍事流用
- 対日感情悪化による不買運動

22

中国と競争していくために 何を一番心掛けていますか。

[69件の回答]



記述回答

\PICKUP!\

●中国は市場として見ている

●中国は競争相手ではない

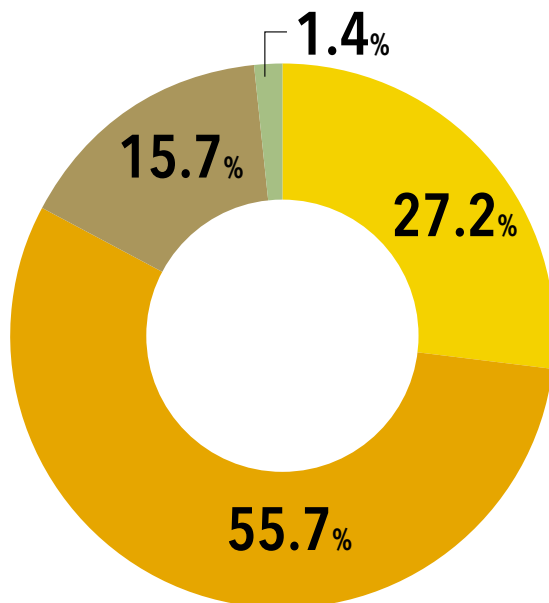
- クロスボーダーでのビジネス推進とそのリスク管理
- 現地当局リレーションとインテリジェンス情報収集
- ビジネスパートナーに求める要件は、技術的な相補性と信頼関係の2点であり、この点においては、米欧であろうと、中国や低中所得国であろうと変わりはない。したがって、政治リスクを注視しつつ、パートナー企業と信頼を構築することに注力したい
- お客様に提供する価値

23

売上に占める米国の比率はどの程度ですか。

[70件の回答]

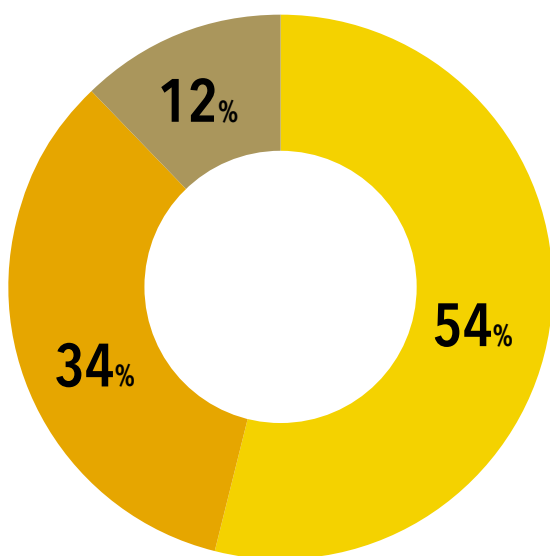
- 1割未満
- 1-3割
- 3-5割
- 5割以上



また、生産も行っている場合にはその比率はどの程度ですか。

[50件の回答]

- 1割未満
- 1-3割
- 3-5割
- 5割以上

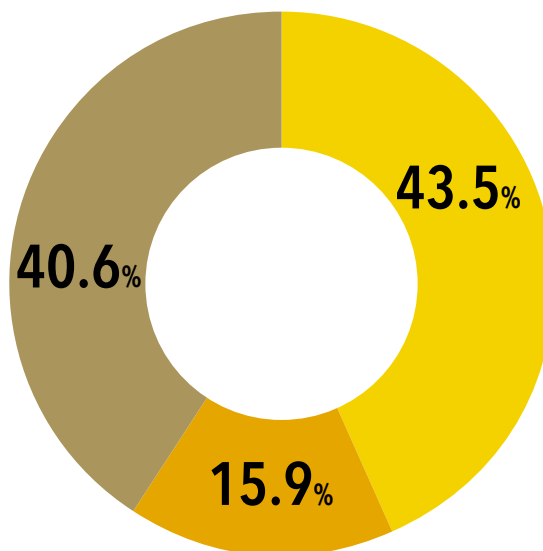


24

今後、米国の売上比率を変える中長期目標はありますか。

[69件の回答]

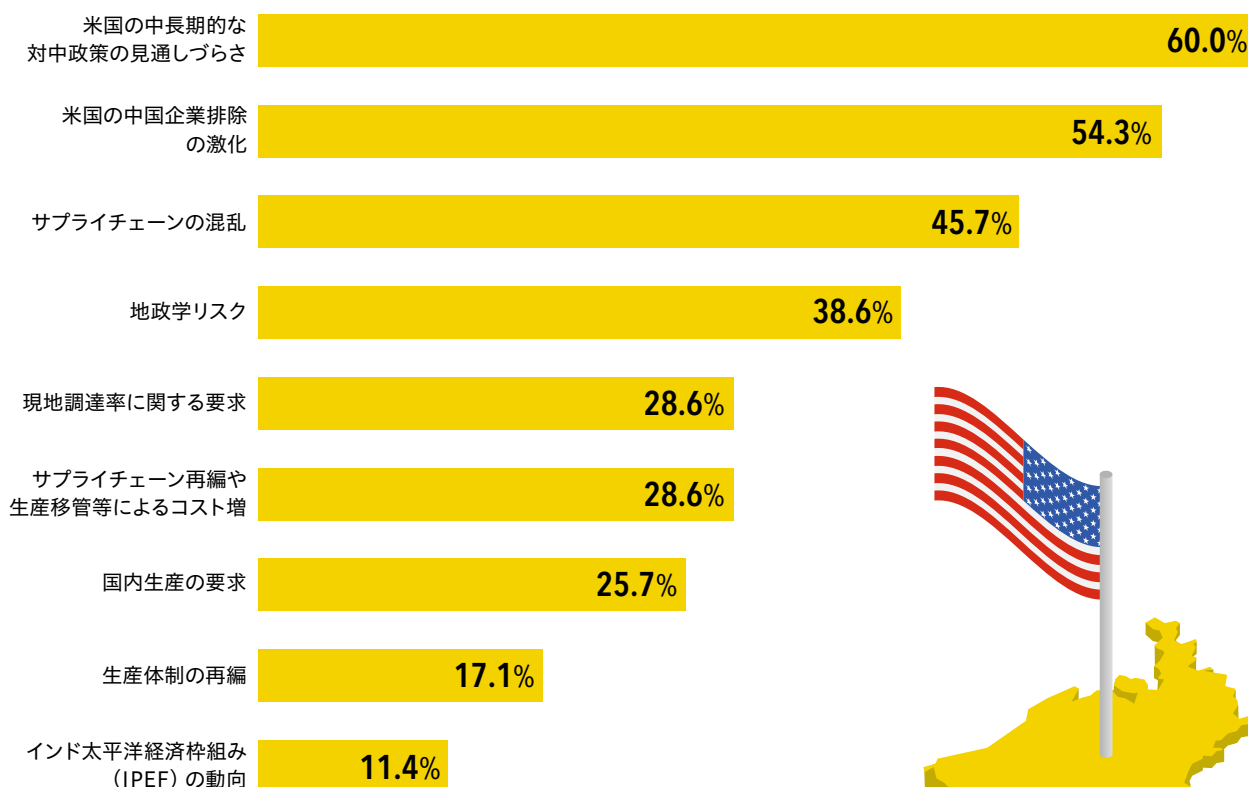
- 増やす目標がある
- 減らす目標がある
- 現状維持
- 特にない



25

米国事業を展開する上で留意する事項は何ですか。
当てはまるもの全てをお選びください。

[70件の回答]



記述回答

「PICK UP!」

●過度な「アメリカ・ファースト」政策が同盟国企業をも排除することにつながるのではないかと
いう懸念

●政権交代による環境対応などの方針変更

- 規制コスト、マーケット成長性、自社のケイパビリティ等
- ウイグル強制労働防止法対応
- 域外適用、二次的制裁への対応

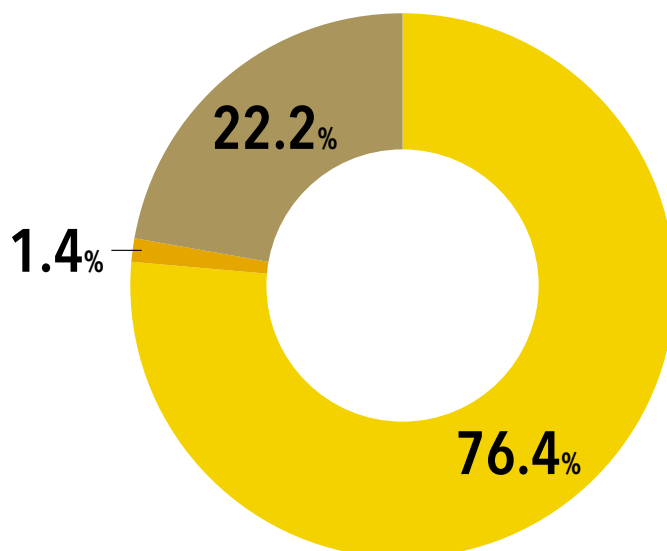
- 米国政府調達、ITARなどへの対応
- 地産地消の推奨
- 産業・通商政策の変更
- 経済情勢、規制強化等
- 法令、規制への対応
- 米国内政治の混乱
- 米政府の環境政策、米金融機関の資源分野へのファイナンス規制、(米国内に限らないが)製品市況
- お客様への影響、人権問題等に起因する中国・欧米間の板挟み
- 金融市場の変動
- 米国そのものの中長期的成長性(財政状況を含め)
- 特になし(3)

26

貴社ではサプライチェーンの強靱化のための取り組みを行なっていますか。

[72件の回答]

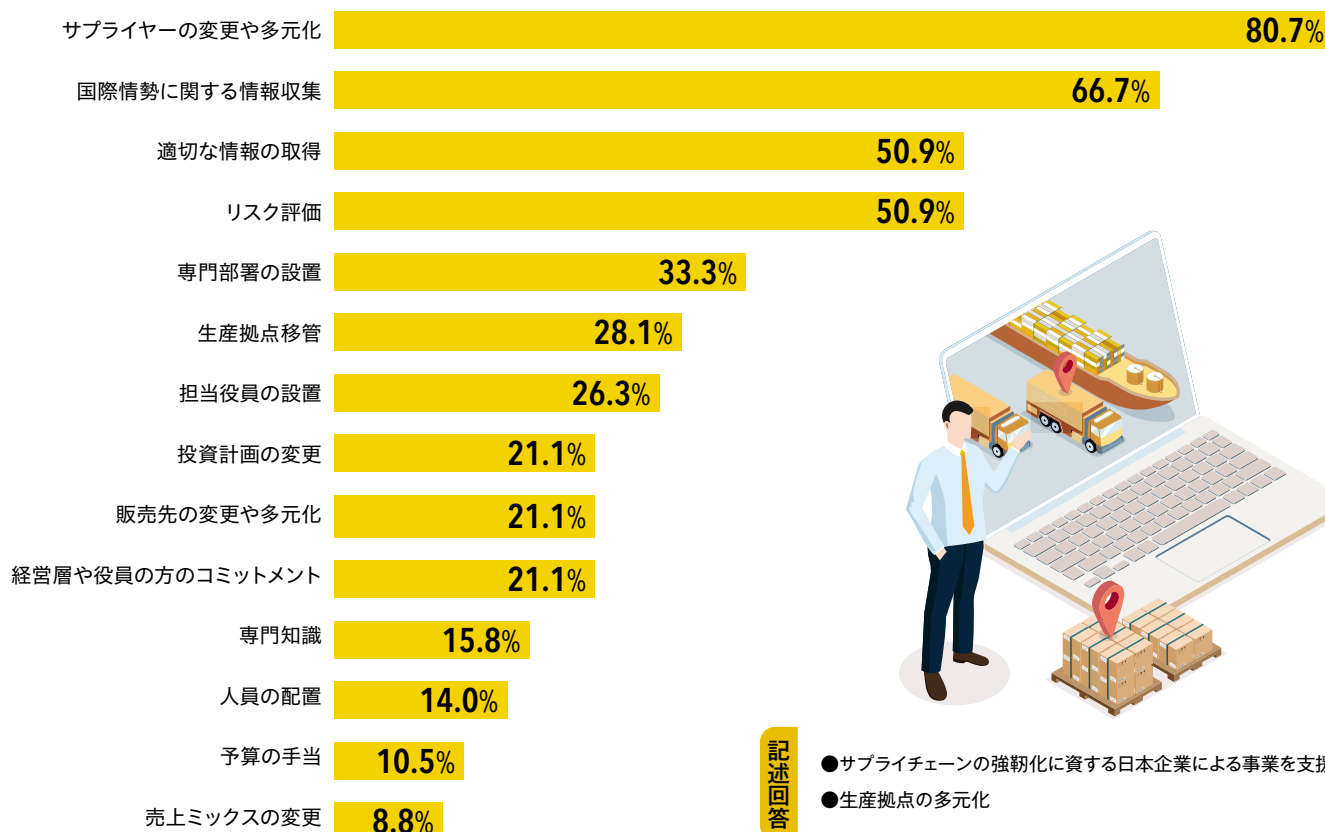
- 推進法施行前から行っている
- 推進法施行後に行っている
- 行っていない



27

26で「行なっている」と回答された場合は、具体的な取り組み内容を教えてください。当てはまるもの全てをお選びください。

[57件の回答]



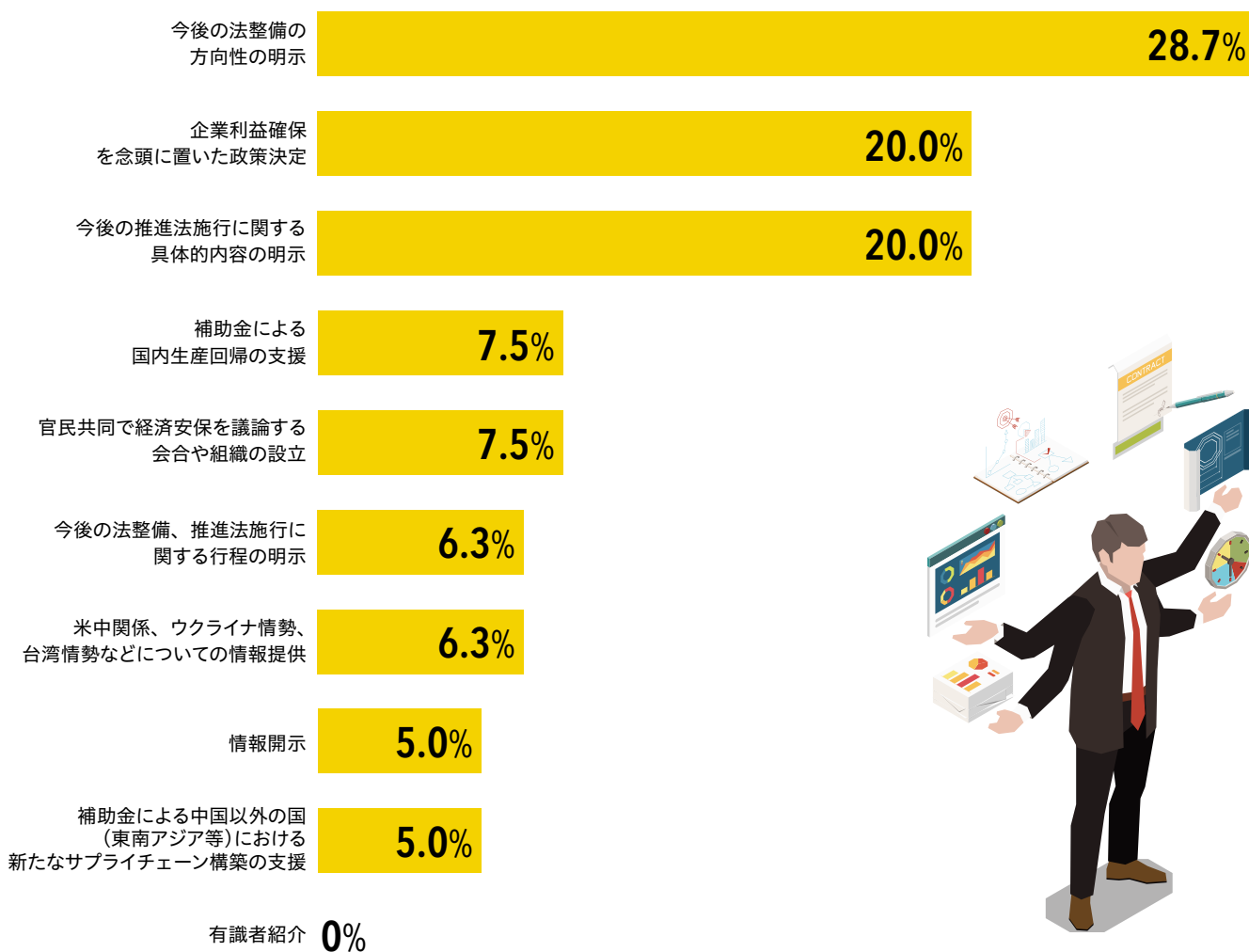
記述回答

- サプライチェーンの強靱化に資する日本企業による事業を支援
- 生産拠点の多元化

28

今後の経済安全保障政策において、日本政府に期待することは何ですか。
次のうち最も優先順位が高いと思われる項目を選択してください。

[回答80社、回答85件]

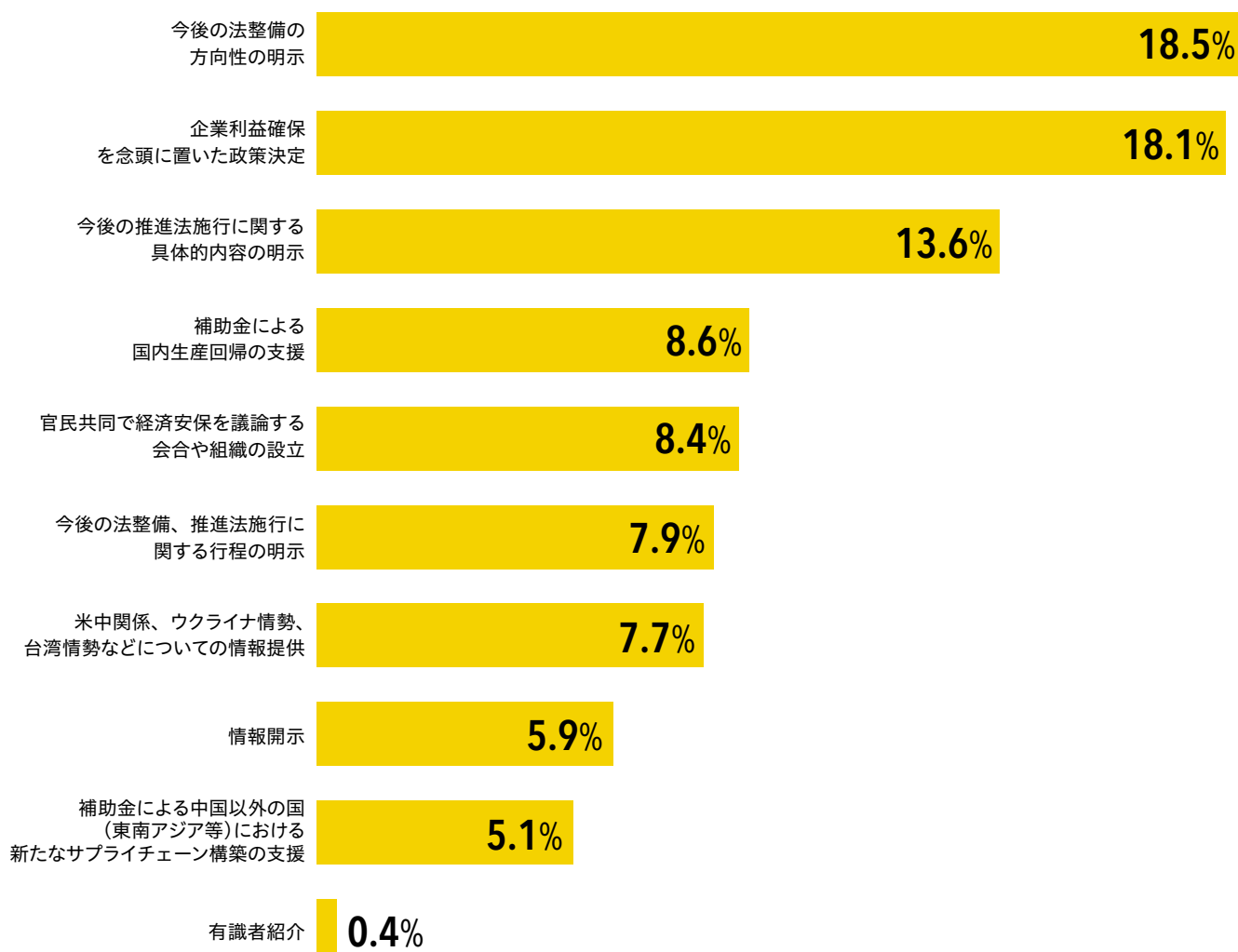


記述回答

\PICK UP!\

- 世界でトップの地位を占める日本の強い半導体材料及び装置事業がその地位を確保し続けるための支援
- 国としての経済安全保障の必要性和企業の活動とのバランスの取れた賢明な政策の立案及び実施
- 基幹的な研究技術開発 (R&D) 強化のための政策支援
- 米中のみならず Global South も含めたマルチの枠組みでのリーダーシップ、仮に有志国連合の路線をとるならば各国との規制統合、海外情報に関するインテリジェンスの充実
- 国際的な安全保障環境の緊張緩和
- 自給率の向上 (原子力利活用政策等)

「今後の経済安全保障政策において、日本政府に期待すること」について、
「1位(最優先)」回答を3点、「2位」を2点、「3位」を1点として集計した場合。[80件の回答]



29

経済安全保障担当大臣に何を一番期待しますか。

ご自由にお答えください。

[65件の回答]

【推進法に関わるリーダーシップ、方向性】

記述回答

＼PICK UP!／

- 我が国の戦略的自立性確保に向けた主体的な政策決定、国際秩序の形成における主導的な役割の発揮
- 企業利益と国益のバランスをみた法整備や海外事業展開時のレベルプレイングフィールドの確保に向けた国際協調環境の創出
- 日本の choke point となる物資に対する支援とあわせ、日本が強みをもつ先端技術や重要物資に対する更なる支援。グローバルな経済分断が進んでも、関係友好国と更なる関係強化を図ることで、こうした状況にも耐えうる持続可能で強靱な日本経済の構築

- 国内産業基盤の競争力確保に重きをおいた政策立案を期待
- 今後の法整備にあたっては、過度な規制がビジネスを阻害しないように留意しつつ、政策の予見可能性の確保、産業ごとの特性に注目した長期的な視野が必要。こうした観点から制度整備の方向性の明示、情報の開示、国際的な競争環境の公平さの維持、急激な環境変化(規制強化、産業保護)を控える配慮
- 日本の国際競争力を維持するためには、競争力のある高度技術の開発、知的財産権が重要であると考えている。日本が他国に先行してカーボンニュートラルに代表される先端技術を獲得するために、補助金等を含めた国の積極的な産業支援策を期待。また、こうした高度技術による競争力を確保、維持するために、政府には公平な国際秩序の維持や国際的なルールメイキングに積極的に関与、取り組むことを期待
- 経済安全保障推進法の政省令制定や施行に際し、NSSや経済安全保障推進室が司令塔となり各省庁と連携・協力
- 今回の新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に明らかとなった、国家安全保障の観点から、国民の安心・安全に直結するサプライチェーンの整備などに期待。加えて、次のPhaseを見据え、新産業育成とプライマリバランスを含めた財政健全化は必須
- 企業経営における経済安全保障観点の取り組みを進めるため、グローバルでも攻守を行える対外政策の方向性を明確に示していただけるよう期待
- 法に基づく具体的な施策に対する定期的な効果測定を実施し、具体的な施策の柔軟な見直し。想定した効果が出なかった施策は思い切ってやめる等の対応
- デジタル庁との密な連携により日本企業の成長や、産業発展に最善な策を出して頂くことに期待
- 2030年、2050年のあるべき姿を提示
- 国益にあった合理的な判断
- 方向性の明示
- あらゆる外国勢力の脅威から日本の国益を守る誠実さとリーダーシップ

【推進法の施行、行程】

記述回答

＼PICK UP!／

● 現行の施策分野に加えて、**エネルギー安全保障分野への取組み**

● 企業/産業界との連携、各国政府と連携した**透明性・予見可能性の確保**

- 国内産業への深い理解に根差した日本の国力強化のための政策立案および推進
- 日本が強みを持つ技術分野に対する支援強化による国際競争力の維持・向上
- 政策立案・法整備過程における個社影響の予見性向上
- 公正な競争環境の維持・整備と明確な判断基準
- 既に展開している生産拠点への影響も考慮した政策展開を期待
- 企業活動を反映した推進法4施策の円滑な施行
- 重要物資のサプライチェーン強化を始めとする経済安全保障推進法制の着実な実施
- 次世代技術のIPの海外流出をとどめる為の施策
- 海外調達コア部品の供給危機対応として、国内代替生産への投資支援
- 海外依存度の高いエネルギー資源のサプライチェーン強靱化
- エネルギーの海外依存率の縮小(エネルギーの地産地消推進)への投資支援
- 制限をかける対象分野を慎重に選ぶこと、対象分野についてできるだけ早い段階で詳細な情報を提供すること
- 経済関連団体含む実業界とも連携した実効性ある取り組みの推進
- 経済安全保障を踏まえたサプライチェーン構築、国内産業の支援
- 基幹的な研究技術開発(R&D)強化のための政策支援、政策の方向性の明示
- 自由なビジネス環境の維持・拡大
- 自由な経済活動に配慮した経済安全保障の確保
- 今後の法制化に係るロードマップの提示
- 経済安全保障問題への対応スピードを上げること
- 上記(28)の回答内容の執行(2)



【米中対応、外交】

＼PICK UP!／

- 米国政府の新しい規制やルールに対しては、事前に米国政府と相談を行い、また米国政府に対しては言うべき事をしっかり言うことを期待
- 米中いずれかに偏らないこと
- 原材料は中国偏在、生産・評価設備は米国偏在と、半導体関連産業は米中対立激化の場合にはビジネスが成立しない点を理解する必要がある
- 海外競合企業との平等な競争環境の確立、健全なグローバル市場成長に資する提言

- 米中ビジネスの両立が図れる政策決定と経済安保関連法令に規則範囲の明確化
- 明確で予見可能性のある経済安全保障政策の立案・実施、企業が米国と中国の板挟みにならないための政府のリーダーシップ
- 昨年同様、米中に流されない外交能力、政策決定ができるインテリジェンス機能を国家として有すること
- 日中の関係性の明確化
- 米中バランスの取れた政策の推進
- 米国の安全保障法制の適用が日本企業に不合理に行なわれないように、また日本政府が日本企業に対して経済安保とビジネスの両方に関して適切な助言をできるように、日米政府間の様々なレベルでの情報交換を行うこと
- 米国IRAに代表される法規に対する日本の競争力確保のための交渉・支援
- 日本企業は中国ビジネスにおいてクロスボーダー取引が強みとなることが多い。クロスボーダーでのビジネス機会や本社現地法人間の情報共有の妨げにならないよう、またビジネスや利益の維持を念頭においた政策誘導
- 日本企業の利益確保、競争力強化のために、米国、中国、その他の諸外国の最新状況を常に把握し、産業界と情報共有した上で産業化の見解を重視し、部材の安定入手、過剰な(再)輸出規制の防止に資する政策を期待
- 日本の国力を上げるためにも日本企業が米中政府に付度して過度に萎縮しなくて済む支援を期待
- いくつかの地域で地政学的対立が先鋭化してきている現状では、ますます科学的かつ客観的な根拠に基づいた議論に徹する姿勢が肝心
- 東アジアなどの安保環境悪化が経済、ビジネス活動に影響する自体を招かないよう、政府としての明確な対応や対外メッセージを先手先手で明らかにしていく
- 国のエネルギー政策に合致した経済安全保障対応、米・露政権への影響力の拡大
- 世界の動向をよく理解し、速く判断し、具体的な行動を取る
- 日本/米国/中国/独仏英のサプライチェーンを俯瞰的に抑える

【官民対話】

記述回答

＼PICK UP!／

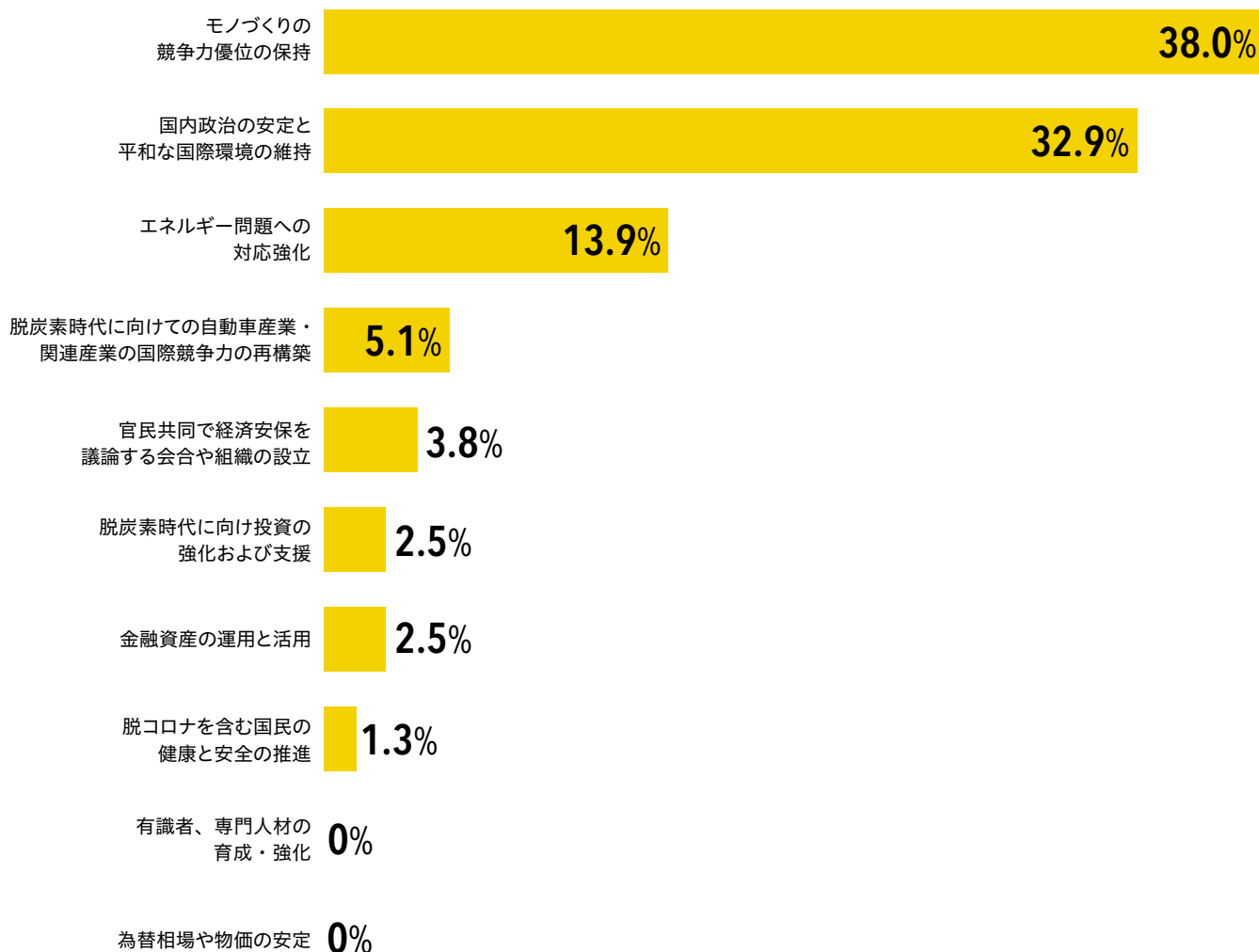
- 法施行に関する基本的指針の策定にあたって経済界との対話を重ねることで、民間企業の事業運営の実態を踏まえた指針の内容にすること。日本企業が事業運営上、一民間企業の責任と判断で米中二者択一を迫られるような局面を回避できるように、日本政府が前面に立ってデカップリングのリスクを極小化するような政策運営。物資の安定調達、半導体先端技術の海外流出防止
- 各社守るべき技術・サプライチェーンなどビジネスは違うが、グローバルに活動する日本企業にとり、日本の置かれた地政学的環境の下で経済安全保障の観点から取り組むべきことに共通点が多い。こうした状況の下、官民での情報共有やベストプラクティスの共有などがより進めば、日本全体としての底上げにつながる
- 国家安全保障上の問題で、通常の商業取引や市場に制限を作る場合、関連する民間企業の意向を汲み取り前広に情報提供を期待
- 国としての対応の方向性と、企業への要望事項について明示頂くことを期待
- 推進法の着実な施行、残された法制度の整備の検討をはじめ、我が国にとって求められる経済安全保障政策について、経済界と意思疎通を図りつつ取組を進める
- 国民へのわかりやすい情報発信と情報開示を期待
- 政官財で協力する体制づくりと、自由な経済活動を阻害せず実効性のある政策
- 省庁分断ではなく包括的にリーダーシップを取れる組織体制の構築。産業界、政府、アカデミア一体で国力をつけ、同盟国に選ばれる日本として連携を行っていく
- 政府と企業の経営レベルによる経済安全保障、サプライチェーン・リスク等に関する率直な意見交換
- 経済安全保障においては、案件ごとに関係府省による連携が重要だが、省庁間の壁があるためか、類似の事業や調査等が複数の省で実施されるケースが見られる。非効率かつ対応する企業側の負担も増えることから、しっかり連携をとって進めるよう、経済安全保障担当大臣のリーダーシップを期待



30

日本の経済安全保障戦略を進める場合、
日本の強みを最大限、生かすにはどうすれば良いと思いますか。
次のうち最も優先順位が高いと思われる項目を選択してください。

[79件の回答]



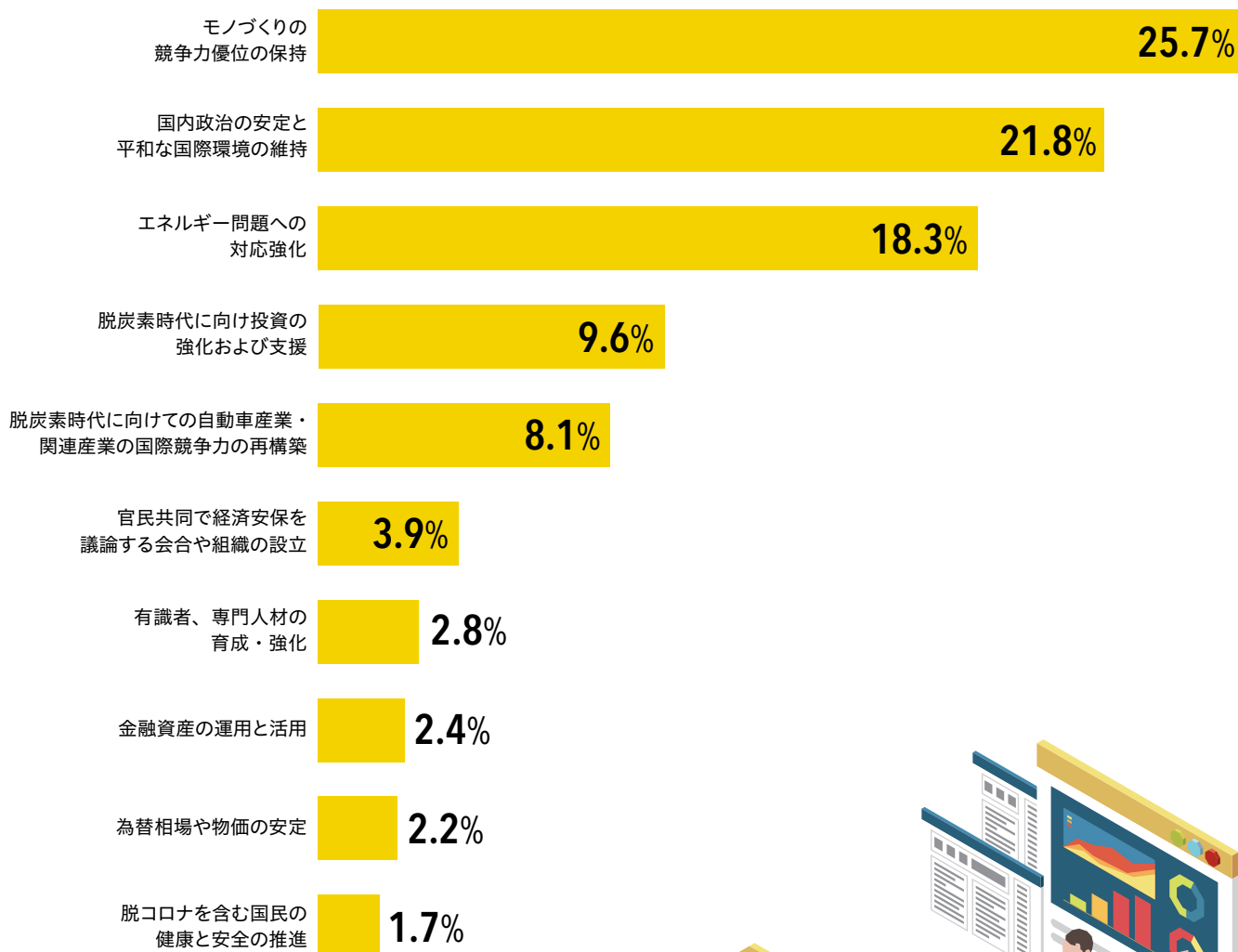
記述回答

\PICK UP!/\

● 科学技術分野の重点的育成策

● サイバーセキュリティ対策外交 (反米・反中の国を対象とするもの)

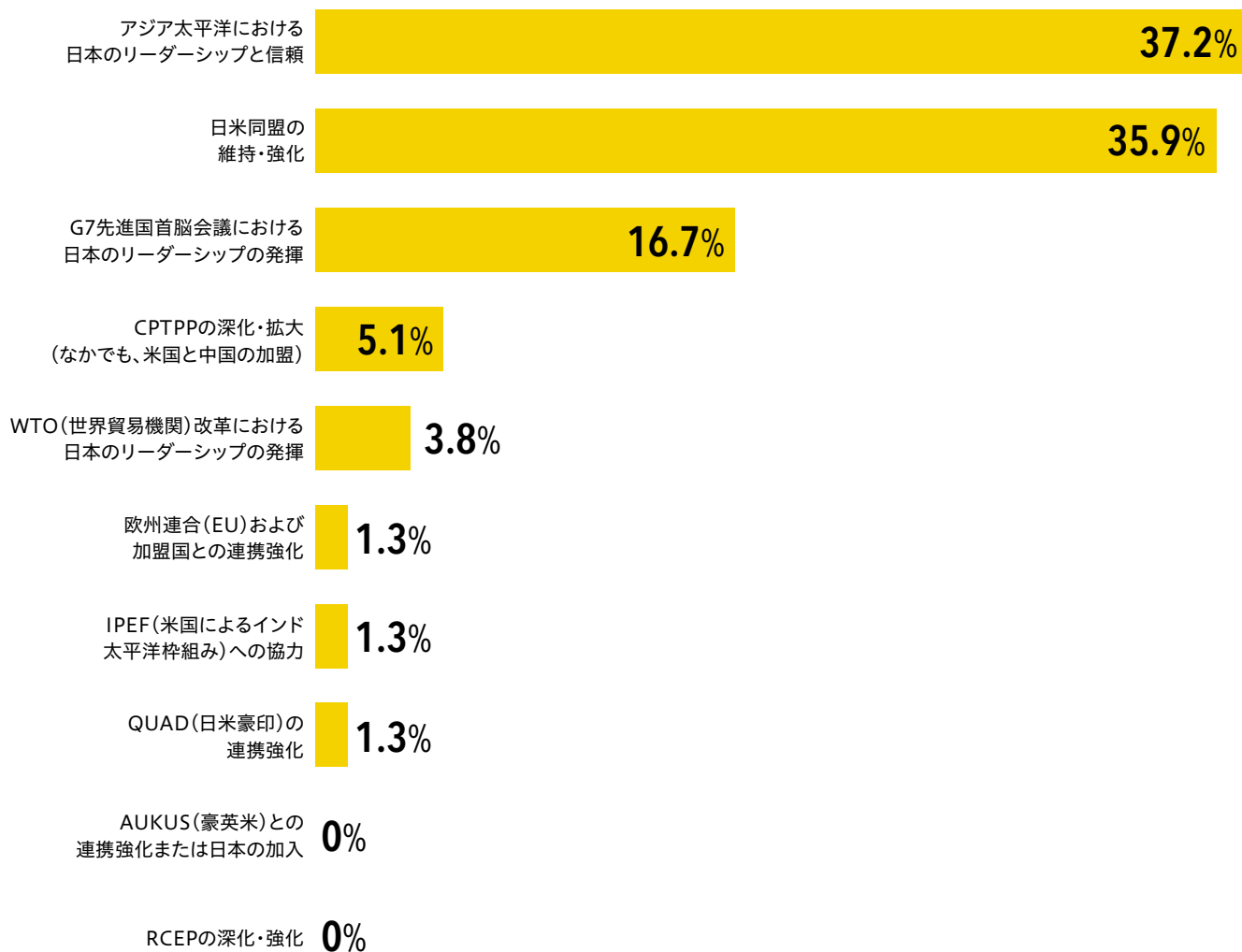
「日本の強みを最大限、生かすにはどうすれば良いと思いますか」について、
「1位(最優先)」回答を3点、「2位」を2点、「3位」を1点として集計した場合。[79件の回答]



31

日本の経済安全保障戦略を進める場合、
日本はどの取り組みを強化すべきだと思いますか。
次のうち最も優先順位が高いと思われる項目を選択してください。

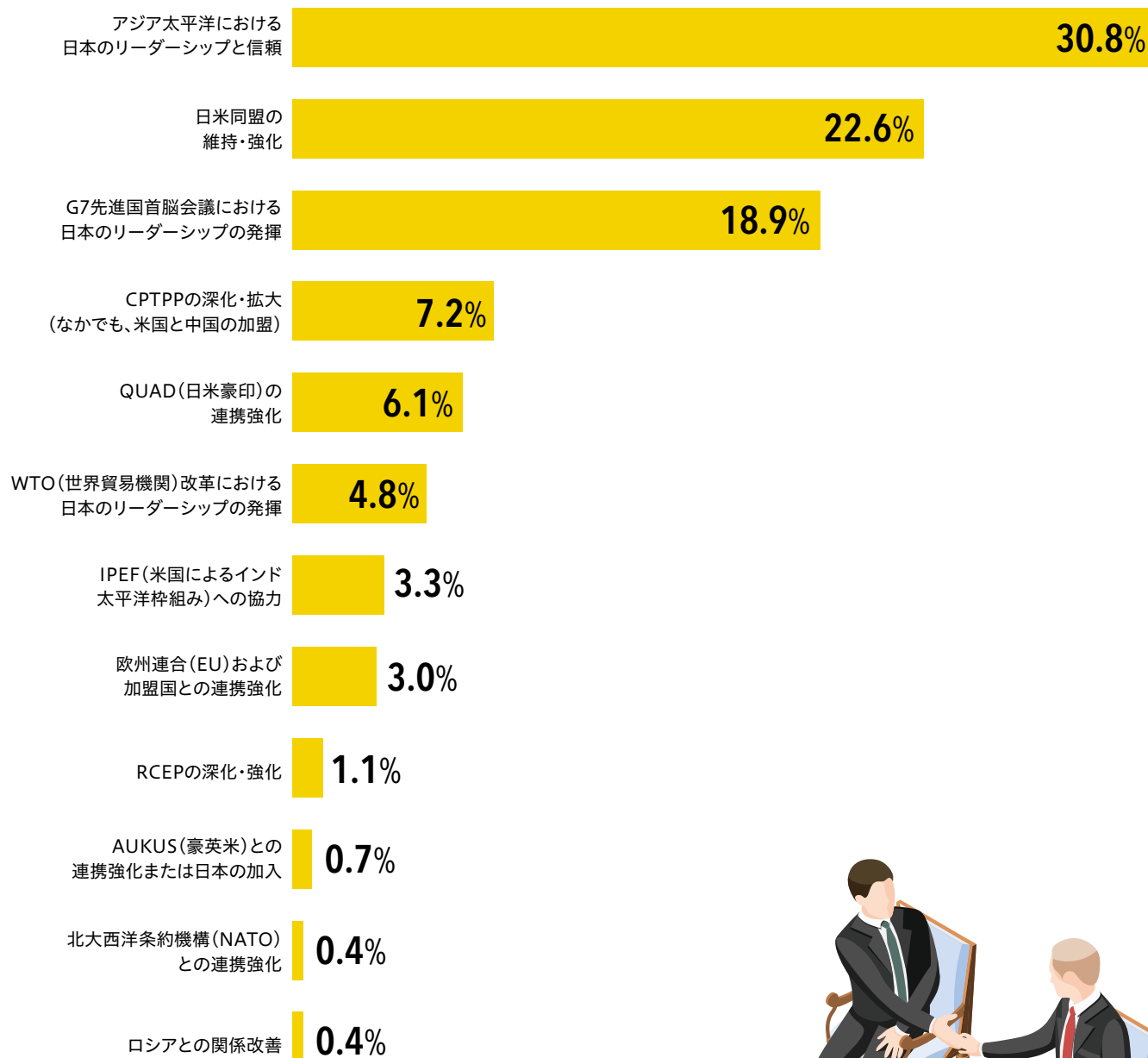
[78件の回答]



記述回答

- アメリカ国防高等研究計画局(DARPA)のような国家安全保障のリスク検知・研究開発等画期的な技術に極めて重要な投資を行う機関の確立

「日本はどの取り組みを強化すべきだと思いますか」について、
「1位(最優先)」回答を3点、「2位」を2点、「3位」を1点として集計した場合。[78件の回答]





拡大版IOG地経学インサイト

経済安全保障 100社アンケート・ ラウンドテーブル

鈴木均(司会) 今週のIOG地経学インサイトは「拡大版IOG地経学インサイト 経済安全保障100社アンケート・ラウンドテーブル」と題して、2月6日に発表したアンケートの集計結果について地経学研究所のメンバーで議論をして参ります。本日参加するメンバーは、APIプレジデント、神保謙、地経学研究所所長並びに経済安全保障グループグループ長、鈴木一人、地経学研究所上席研究員兼中国グループグループ長、江藤名保子、地経学研究所経済安全保障グループ主任客員研究員、山田哲司、同じく主任客員研究員、鈴木均の5名です。

最初に鈴木一人さんから全体の印象をお願いします。

鈴木一人 当研究所の100社アンケートに多くの企業の皆様にご協力いただき、ありがとうございます。計80社の多様な産業界、業種の方から回答及びコメントをいただきました。昨年もこの100社アンケートを実施しましたが、一番大きな違いは、ウクライナへのロシアの侵攻でした。こうした軍事侵攻と共に、経済制裁が大きな影響を及ぼしたのではないかと想定をしていましたが、意外なことに経済制裁が問題の核心ではなく、台湾有事に

対する関心が非常に高く出ていました。ロシアがウクライナに侵攻し、武力行使、力による現状変更に対する感度が非常に高くなったことを如実に感じています。

もう一つの昨年との大きな違いは、2020年5月に経済安全保障推進法が成立し、経済安全保障に関する政府の取り組みがより具体的に、法律として確たる形になり、その影響が色々なところに現れていることです。全体として企業の皆様は非常に早いうちから準備をされています。またこの新しい法律に対する対処においては、今までより問題がクリアになってきたという意味で、大きな変化というよりは、「なだらかな変化」が見て取れます。その他、関心が非常に高かった論点としてセキュリティクリアランスがあり、今後の争点になっていくものと思います。またサプライチェーンの強硬化及び対処、取り組みが大きなテーマとして多くの企業の方々の意識の中にあることが明らかになったことも一つの特徴でした。

鈴木均 鈴木一人さんの話に出たウクライナ情勢と、それに伴う対ロシア制裁についてアンケートに設問を設けましたので、回答を紹介させていただきます。回答率の

経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

高い順に「売上減」(49%)次いで「事業所の営業休止または閉鎖」(42%)。そして三番目が「取引先提携先の精査」(39%)。「生産に伴うコスト増」(38%)。「サプライヤーの変更」(28%)。神保さん、ウクライナ情勢を受けて日本も参画している対ロシア制裁についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

神保 ロシアによるウクライナ侵攻と経済制裁への影響が皆さんの事業に何らかの影響が出ているかという全体の質問に対する回答で、80%を超える企業の皆さんが「影響が出た」と答えています。これはそれぞれの事業に今回のウクライナ侵攻の影響が出たということです。ただ全ての事業者がロシアと直接取引をしているかという、そうでない企業もあるので、直接的な影響が出た企業もあれば、間接的にウクライナ侵攻の影響が事業に響いた企業もあったという、二つの結果が出たということだと思います。直接的な影響が出た中では当然ロシアにある事業所の営業の停止、事務所の閉鎖などがあったと思います。さらに、経済制裁によって取引相手の企業を精査し取引先を見直さなければいけない、この辺りが

直接的な影響が出た点だと思います。間接的には資材価格や資源、エネルギー、食料といった価格の高騰がウクライナ侵攻によるスピルオーバーとして、企業全体の事業に対するマイナスの影響が出たということが大きかったと考えます。地政学(geopolitics)が企業の収益事業計画に対して大きな影響を与えたということが、基本的な結果ではないかと思います。

鈴木均 ありがとうございます。江藤さんのご見解はいかがですか。

江藤 今回のウクライナ情勢が中国と関わる日本企業にどのような影響があるのかという点については、アンケート結果からわかるように台湾有事に対する懸念が大きくなったというのが最大の特徴です。実際に何が起こるのか、ロシアに対して各国が実施した制裁措置を中国に対してできるのか、こうした懸念も含めて各社が自社に対する影響を具体的に考え始めるきっかけになったと思います。ただ現実には、今何が起きているのかといえば、中国はコロナ禍で落ち込んだ経済を回復させていくために海外企

経済安全保障 100社アンケート・ ラウンドテーブル

業を呼び込むことをやっている状況で、できるだけロシアからの影響を切り離そうとしています。日本企業だけでなく世界の企業にとって、中国はこれからどう動くのだろうという疑問、懸念だけではなく、まだビジネスチャンスがあるのではないかと期待も含まれているかもしれない、こうした複雑で流動的な情勢をどう捉えたらいいのかという企業の思いが表れていると思います。

加えて、2023年2月24日に米国政府がロシアに対する追加制裁をした際、中国企業5社に対する制裁も発表しています。「関係各国と協力して」という前置きがついているので、こうした形で徐々に中国に対して米国政府が圧力をかけるのであれば、波及効果が出てくるかもしれません。こうした懸念が高まっている状況で、ロシア・ウクライナ問題が米中対立にどのように影響を与えてくるのか、ひいては台湾をどのように捉えなければいけないのか、非常に読みにくい情勢が続いています。この読みにくさがリスクとして捉えられている、このリスクをどの程度コストに転換して考えなければいけないのかが、中国との関わりの中で個別の難しさとして浮かび上がっていると思います。

鈴木均 ありがとうございます。山田さんお願いします。

山田 アンケートの結果から日本企業が対露制裁に苦勞しているのが分かります。先ほどから皆さんがおっしゃっている通り、売上減や事業所の営業停止、閉鎖などの直接ビジネスをやっている企業もありますが、とりわけエネルギーコストが上昇することによる間接的なインパクトを回答している企業が多く、コスト増が売上減につながっていることが見て取れます。

鈴木均 ありがとうございます。ウクライナ情勢と対露制裁の影響が非常に意識される中で、最初に鈴木一人さんがおっしゃったように、私たちとしてはもう少しウクライナ情勢と対露制裁のインパクトが、台湾有事を上回ってい

るのではないかとという仮定を置いて調査を始めましたが、意外と台湾有事について回答した企業が多かったという点についてご紹介をさせていただきます。

経済安全保障への取り組みを行うにあたって一番の課題は何か、と言う問いに対して回答結果を見て行くと、一番が「米中関係の不透明性」(72%)、そして「国際情勢に関する情報収集に課題を感じている企業」(65%)。こちらが2021年に調査を行った際は57%ほどの回答でしたので、10%上昇しているということの特記したいと思います。さらに、2021年の調査の際に「情報収集に課題を感じている」と回答いただいた企業の中で、完成品メーカーとサプライヤーの関係においては、大きな完成品メーカーよりはサプライヤーの方が情報収集に課題を感じている割合が非常に高かった点の特徴でしたが、今年のアンケートを見ると、日本を代表する完成品メーカーも情報収集に課題を感じていると答える割合が上昇しており、二番目に回答が多い項目になりました。

三番目に多い回答は「リスク評価」(64%)。「国内も含めた適切な情報収集」(56%)。「台湾有事を想定した対応」が51%ですので、2社に1社が台湾有事を課題だと思っていることになります。8番目まで順位が落ちますが、「ウクライナ情勢に伴う対露制裁の不透明性」を課題に感じている企業が22%となっており、台湾有事がウクライナ情勢より意識されているという結果が出ています。台湾有事について江藤さん、どのように考えたらよろしいでしょうか。

江藤 アンケート調査の結果で台湾有事の回答割合が高いというのは、一つには2022年8月の台湾海峡周辺での大規模軍事演習を目の当たりにし、日本のEEZに5発のミサイルを撃ち込まれたことが日本に対するメッセージと受け止められ日本社会全体が台湾の問題を安全保障のリスクとして捉えるようになってきました。これは日本の安全保障体制の変化とも合わせて、自分たちの経済活動への影響としてどのようにとらえなければいけないの

経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

かが強く認識されるようになったと思います。他方、どのような形で有事が起こるのかといったときに、この1、2年で何らかの軍事的な行動が起こる可能性は0（ゼロ）ではないが高くない、というのが中国を見ている者同士での認識です。今すぐに起こるというものではない、ただ起きたときに非常にコストが高い。この起こる可能性が低くてコストの高いリスクを、どのぐらいの犠牲を払いながら準備を整えなければならないのかが初めて日本の経済界に突きつけられている、これが高い危機意識に繋がっていると考えています。

鈴木均 ありがとうございます。侵攻が明日にでも、などというアメリカの報道を聞きますが、中国専門の方は「台湾有事はすぐには起きないのではないか」と見ておられるんですね。神保さん、台湾有事につきましてはどのようにお考えですか。

神保 先ほど江藤さんからもお話があった通り、リスク管理の考え方からすると、リスクの大きさとそれが起こる蓋然性、可能性、この二つの座標軸にかけると、台湾有事というのはリスクの大きさが非常に大きい一方で、蓋然性としてはそれほど大きくない、こうしたリスクを企業の戦略の中でどのように評価するかということだと思います。アンケートにおいて「中国事業の中で留意すべき事は何か」という質問に対しては、台湾有事の対応は大事だと多くの企業が答えていますが、個別回答を見ると「どうすればいいのか」という具体策を書いている企業はほとんどありません。難しいのだと思います。

ロシアのウクライナ侵攻のときのように、事業所を閉めた、サプライチェーンの提携先を変えた、迂回のルートで物流を工夫したというのは一つのやり方として機能しました。しかしいざ台湾有事が起きると、そのような対応とは次元の異なる企業戦略の変更を考えなければいけないという点で、難しい問題が突きつけられているのだと思います。このような非常にマグニチュードの高い地政学的な



APIプレジデント

神保謙

クライシスが発生したときにどうすればいいのかという思考実験をすることは大事ですが、そのために企業がどれほど投資をできるのかというのはまた別の問題として、それぞれの企業が悩まれていることを窺い知れる内容だったと思います。

鈴木均 山田さん、台湾有事についていかがでしょうか。

山田 まずアンケートの結果から66%の企業が「国際情勢に関する情報収集」が経済安全保障上の一番の課題だと回答しており、台湾情勢についてもこれが当てはまるのではないかと考えています。その上で企業として取りうる選択肢はなかなかないのではないかと。特に半導体産業が台湾に集積しているようなところではサプライチェーン上のリスクというのはかなり広範に日本企業に影響すると考えています。TSMCは熊本に工場を作り、一部の企業はビジネス上の効率性を高め、地政学リスクを軽減できていますが、やはり多くの企業にとって短期的にサプライチェーンを変えるのは難しく、試行錯誤しながら情報収集につとめているのが現状ではないかと思います。

経済安全保障 100社アンケート・ ラウンドテーブル

鈴木均 一人さんいかがでしょうか。

鈴木一人 今みなさんからお話があったように、台湾有事をどのように見るかというのは、この先どうなるか分からない、いつ起こるか分からないという、分からないことが何重にも重なって行って、それが故に不安が高まります。しかし同時にアメリカからはもう明日にでも台湾有事があるのではないか、2027年だったり24年だったり、ある種の揺さぶりのようなものがある、これはこれとしてアメリカ自身の中国に対する牽制という戦略的な意図を持ってメッセージを出しているところがあります。我々がこれを真に受けて何らかのインテリジェンスに基づいた判断があるのではないか、アメリカが言うのだから間違いはないという意識をつい持ってしまうのではないのでしょうか。「それがまさにアンケートにおいて、**「台湾有事」よりもさらに回答率の高い項目が「米中関係の悪化」**、「米中関係の不透明性」となっている理由だと思えます。米中関係がどうなるのか見通しが立たないという点が一番難しいと思います。

一方で、政治戦略的な部分での駆け引きもあり、双方が何を考えているのかお互い読みにくい状態になっています。それ故に中国は次にどういう手に出るのか、アメリカがどういう手に出るのか、そうした駆け引きの中に我々は皆巻き込まれてしまい、ある種の不安感やリスク評価の難しさを生んでいます。しかし、これは米中間で駆け引きをやっているだけであると一歩引いて見てみると、それほど米中の主張を真に受けなくてもいいのではないかと、台湾有事が明日にも起こる、あるいは2024年の台湾総統選挙の時に起こる、というように一つ一つのイベントに振り回されずに、情報を見極めることができると思います。台湾有事は確かに日本にとってはインパクトの大きい事象になると思いますが、それは容易に起きるものではないということからまずは考え、同時に「起きるかもしれない」という心構えを持っておくことが重要なポイントになると



地経学研究所所長並びに
経済安全保障グループグループ長

鈴木一人

感じています。

鈴木均 ありがとうございます。**「米中の駆け引きに巻き込まれる日本」**というキーワード、そして「冷静に情勢を見極めて日本は日本なりにきちんと判断をする」というご指摘をいただきました。

すでにいくつかお話が出てきておりますが、次のテーマとして米中関係、サプライチェーンの強靱化に移ります。例えばアンケートにおいて、米中対立の影響をどのように感じているか、という質問に対する一番多い回答が「アメリカによる規制強化に伴うコスト増」(66%)です。前年、2021年のアンケートでは59%だったため、著しい上昇というわけではありませんが、7%ほどの上昇になっています。二番目に回答が多かったのが「サプライヤーの変更」(38%)で、前年の調査とほぼ変わらない数値が出ています。三番目が「中国による規制変更等によるコスト増」となっており、33%弱で前年に比べるとわずかに減っています。個別の設問では、例えば「米国事業を展開する上で留意する事項は何か」という問いに対し、日本企業が一番意識するのは「米中の長期的な対中政策の見通し

経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

づらさ」(60%)、二番目が「米国による中国企業排除の激化」(54%)、三番目が「サプライチェーンの混乱」(46%)、四番目が「地政学リスク」(39%)、「現地調達率に関する要求」(29%)、「サプライチェーン再編」「生産移管などによるそのコスト増」(29%)、「国内生産要求」(26%)となっています。

アメリカが2022年に新たな法律を制定し、中国で作られたEV用のバッテリーをアメリカで販売させないように規制をかけ始めていますが、すでに4社に1社近くがこの法律の影響があったと回答しています。そして同じような設問で、「中国事業を展開する上で留意する事項は何か」という問いに対しては、85%と最も多くの企業が回答しているのが「地政学リスク」。二番目が「中国政府の方針変更による事業継続リスク」(78%)、三番目が「台湾有事を想定した対応」(73%)、4番目が「技術情報を含めた情報漏洩」(66%)、五番目が「中国政府による外資規制強化による事業への影響」(63%)となっており、もう少し順位の下の方を見ていくと、「中国の技術力向上」(53%)。「サイバー攻撃」(53%)、というように中国ゆえに出てくる回答が非常に多かったということになります。もう一点、集計する際に気になったのは、「米国事業での懸念事項」と「中国事業での留意事項」は複数の選択肢を回答できるように設定していますが、およそ4社に1社は「中国事業での留意事項」にあげている殆どの選択肢を回答していました。

サプライチェーン強靱化について、すでにアメリカ、中国の話が出ていますが、まず山田さん、考えを伺ってよろしいでしょうか。

山田 米国事業に関する質問で一番多かったのは「対中政策の見通しづらさ」ということで、60%、一方で中国事業に関する

質問で一番多かったのも「地政学リスク」ということで、多くの日本企業が現在の米中の緊張関係が事業に与える影響を非常に心配している結果が改めて浮かび上がりました。私が注目しているのは、一方で米中の板挟みで苦勞しているという日本企業は16%と少なく、逆に84%は「米中の板挟みになったことがない」と回答していることです。米中の緊張がすごく高まっていると盛んにニュースで報道されていますが、実際問題としては、半導体のような先端技術を扱う日本企業は米中板挟みになり得るものの、先端技術を扱わない企業は板挟みになっていないという結果が出ているのではないかと考えています。

鈴木均 ありがとうございます。続きまして神保さんいかがでしょうか。

神保 大変面白い分析だと思います。近年日中・米中の貿易総額というのは過去最高を記録しました。つまり汎用分野、コモディティの分野での貿易輸出入は今でも活発に展開されているということだと思いますが、他方でアメリカの商務省のエンティティ・リストによる取引規制はすでに600社を超えています。さらに最終製品にアメリカの部品が元々使われていたところは再輸出規制がかかり、第三国の企業にもこの取引の制約が事実上かかってくる



経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

ため、自由な取引をするビジネスの空間は確実に狭められています。その中で非常に強く板挟みに感じる企業と、全然変わっていないという企業とに分かれていることがアンケートで示された特徴ではないかと思えます。

さらに個別回答を見ていくと、特定の企業は非常に苦しみを抱えている。例えば「これは中国問題というよりもアメリカ問題なのだ」という書き方で回答をしている企業があり、過度なアメリカファースト、つまり「アメリカの中で生産をしていい、補助金も出す、しかしその代わりに中国で事業はするな」というような個別選択を迫るような局面が増えてきたと思えます。さらにいうとアメリカが過度な規制をかけ、本来であればアメリカの国内法である規定が国外にも適用されて、日本企業の取引において選択肢が狭められていることに対する不満は、確実に存在するのではないかと考えています。

鈴木均 ありがとうございます。「アメリカこそが問題である」と回答している企業がある一方で、「アメリカにおける投資を増やすつもりである」と回答した企業が増えています。アメリカでの生産を求められたからという側面と、日本企業にとってのビジネスチャンスという側面があると思えます。「中国における投資を減らすつもりである」と回答する企業は、昨年はありませんでしたが今年は見受けられました。日本政府に対する「米中板挟みや二者択一を迫る状況を回避してほしい」というコメントもいくつかありましたが、渦中の中国について私たちはどのように考えたらよいのか、江藤さんをお願いしてよろしいでしょうか。

江藤 渦中の中国について、なぜアメリカが今、中国に圧力をかけているように見えるかという点、中国は法的・制度的な制裁に対する対抗措置ができる準備を整えつつも、運用においては現状では抑制的になっているからです。経済安全保障に関する規制を中国側から明示的にかけてはいないということです。反外国制裁法も作ったが、

あくまで政治的な案件、人権問題や新疆、香港、チベット、台湾の武器の輸出にしかこの法を使っていないのであり、言ってみれば「中国リスク」というのは潜在的なリスクです。

これに対し、アンケートの中でも、中国政府が何らかの政策を変えるのではないかという点をリスクとして挙げている企業が大変多かったです。企業側は、「予見性を高めてほしい、透明性を高めてほしいそうでなければリスクが高く投資がしにくい」と常に中国政府に訴えてきました。しかし企業側が言うだけではなかなか応じないため、政府間での対応、何らかのルールづくりができないかということも同時に話が進んでいます。

しかし中国側は、あえて曖昧性を残すことが、現状では非常に重要です。「今は危なくないのでどんどん投資してほしい」とこちらに対してメッセージを送り続けるでしょう。経済回復を目指すことが最優先になっているからです。しかし同時に曖昧であるということは、いつかどこかで中国政府が何かやるかもしれないということです。

先日、中国政府が、アメリカの企業2社を輸出管理のリスト、エンティティ・リストに載せるという発表がありました



地経学研究所 上席研究員
兼中国グループグループ長

江藤名保子

経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

た。しかしその過程において、本来であればやるべき調査をやっておらず、急に措置を発動したものでした。気球問題でアメリカが中国企業に対して制裁をかけたので、それに対する対抗措置だろうと見なされるメッセージです。問題は、調査をして手順を踏んで措置に踏み切ったのではなく、政治的に対抗措置を発動したという事例になっていることです。何か喫緊の課題が起きたときに、中国政府は急に手のひら返しをするかもしれないというメッセージになってしまっています。

米中対立の中で徐々に中国に対する視線は高まり続けますし、気球問題からロシアに対する武器売却の問題など、中国の中ではアメリカに対する反感が非常に高まってきており、あまり楽観はできない状況であると思います。

鈴木均 ありがとうございます。アメリカ、中国それぞれに全く違う形の見通しづらさがあるように感じましたが、鈴木一人さんいかがでしょうか。

鈴木一人 中国の分からなさというのは政治的不透明性に由来するものです。しかも中国の政治体制が共産党の一党支配という仕組みであるが故に、プロセスを経ないで突然決定がなされ、それが誰に向かってどういうメッセージで、どの程度のものになるのかというのが分からない怖さや薄気味悪さ、これらが多分にリスクとして認識されているのだらうと思います。

他方で、アメリカは中国と違って民主主義的な体制で、政治における透明性は高いのですが、その分対中意識のようなものが一気に前面に出てきています。合理性を疑わせるような、興奮気味の、劇場型の対中政策になっていて、特に議会で「俺の方が対中強硬派だ」「いや俺だ」という、議員同士のマッチョぶりをアピールするようなモードが出てきている。これが例えばCHIPS法やインフレ抑制法の中で、「この補助金が欲しければ中国に投資するな」、「対中投資を減らせ」など、2024年の選挙に向けて劇場的にやっている側面があるのだらうと思

います。これはこれで我々としては非常にやりにくいのであり、必然的にこういった対中強硬策がアメリカの保護主義的な措置に繋がってしまいます。これから対米投資を増やす企業が多くなったという結果がアンケートで示されましたが、アメリカが保護主義的になればなるほど、アメリカ国内で生産しなくてはならない、アメリカ国内に拠点を置かないとビジネスがやりづらいという環境が生まれるからなのだと思います。

このように、アメリカ・中国両方にある種のやりにくさがありますが、中国のやりにくさは投資の撤退を促し、アメリカの保護主義は逆に日本からアメリカへの投資を増やすという結果にもなっています。どちらがいい悪いという話ではないですが、日本の企業は、適切に状況に合わせて対応しているという印象がアンケートから見て取れると思います。

鈴木均 ありがとうございます。アメリカでの生産という点では、1980年代に日本が「集中豪雨的な輸出」という言葉で、アメリカからもヨーロッパからも批判をされ、結果として現地で工場を開設して、日本工場からの輸出を減らし現地で雇用を生みつつ貿易摩擦を解消していく、「第一波」の摩擦解消法がありました。そして今度はまた別の意味で「北米拠点を持て」と言われています。

例えば防衛産業や最先端の分野でアメリカ企業と今後コラボレーションするときに、一つの大きな課題として議論され始めている「セキュリティクリアランス」についてのアンケート結果を紹介させていただきたいと思います。今年は「セキュリティクリアランス制度がないことで参画できなかった会議などがあるか」という質問を立てましたが、制度自体が必要だと思うか、という問いに対して、「すぐに必要」と回答した企業が23%。「これまではそのような制度がなかったが将来的に必要なと考える」と言う企業が53%。「どちらとも言えない」が20%。「制度自体がわからない」と回答した企業が4社ありました。最初に鈴木一人さんから、どのような制度なのかという点と、

経済安全保障

100社アンケート・ ラウンドテーブル

なぜ今このように議論されているのかを伺っていきたく
と思います。

鈴木一人 セキュリティクリアランスというのは日本の中
でも十分に理解が深まっていないと感じるのは、まず特定
秘密や、守らなければいけない秘密とは何か、その情報
自体が定義されていないことが一つ大きな問題としてあ
ります。クラシファイドインフォメーション(CI)と言われる
ものですが、「政府の持っている情報、安全保障にかかわ
る情報で民間が関与するもの」を「特定の重要機密」
というふうにまず定め、その上でそれにアクセスできる人
たちに許可、ある種のライセンス、免許証を与えるという
仕組みがこのセキュリティクリアランス制度になります。

日本の重要な技術を守るという方法であると同時に、
セキュリティクリアランスの制度にグローバルな同等性を
持たせることで、他国から見て日本は機微な情報を守っ
ていると確信できるような仕組みを担保するというこ
とが、今日本で議論されているセキュリティクリアランスの
考え方です。同等性を確保することによって、先ほどご
説明があったように他国と協働する際、例えばアメリカの
軍事的な安全保障上機微な情報に携わるようなプロジェ
クトにも参加できるということが期待されます。こうした
「国際的な共同研究への入場券」というニュアンスを有
していることが重要なポイントになります。

しかし日本で物議を醸しているのは、セキュリティクリア
ランスにあたってどの程度のバックグラウンド調査が行わ
れるのか、家族構成や預金の有無、誰から給料をもらっ
ているかをつぶさに調べ上げられることはプライバシー
の侵害につながるのではないかとということです。例えばア
メリカのクリアランスの場合はこうした機微情報に接する
人、または機微情報に接する職業に就く人たちがこのセ
キュリティクリアランスを申請するという制度になっている
ので、機微情報を取り扱う業務を自分の仕事として選択
した人に、セキュリティクリアランスがかかることになりま

す。この点は、あまり多くの日本人に理解されていない
部分だと思っています。

しかしこうした選択性のあるものだとところどころが大き
なポイントだと思っています。このアンケートの中で「セキュリ
ティクリアランスがよく分からない」と回答された会社も
あり、今、直接必要だとは感じていないのかもしれない
ですが、実際はセキュリティクリアランスを持っていない
と最初から声がかからないという案件もたくさんありま
す。セキュリティクリアランスという制度ができることによ
って、様々な違いが広がっていく可能性もあるので、そ
れを含めてセキュリティクリアランスが今後議論されてい
くことになると思います。

鈴木均 「制度がないと声がかからない」ということは
当アンケートで「被害がなかった」とご回答いただいた
企業さんのうち、実は知らないところで声がかかってい
なかったのかもしれないという懸念があることがわかりま
した。山田さんは、セキュリティクリアランスをどのように
お考えでしょうか。

山田 アンケートの結果で「セキュリティクリアランス制
度がないことにより参加できなかった案件があったか」、
という質問に対して55%の企業が「これまでなかったが、
将来的に参画できないと予想する」と回答していますが、
まず日本の防衛産業に属する企業の多くは、今後日本政
府も制度を導入した場合、資格を保有していないと自分
たちが防衛省等の入札に参加できないのではないかと
いったリスクを念頭に入れているのではないかと捉えました。

他には43%の企業が「これまでも(参画できなかった事
例は)なく、今後も特に想定していない」と回答している
が、これは逆に防衛産業以外の企業で「関連分野に入る
予定がない」という回答ではないかと理解しました。

さらに近年、日米首脳会談や日米の経済版2+2会議
などでデュアルユース・テクノロジーを含む先端技術分野
での日米連携などの話が色々出てきていますが、こうし

経済安全保障 100社アンケート・ ラウンドテーブル



地経学研究所経済安全保障グループ
主任客員研究員

山田哲司

た中で一部の日本企業は米国をはじめとする海外に進出し、セキュリティクリアランス制度がないと「まずい」と認識しているのではないかという結果も出ていと捉えています。

鈴木均 ありがとうございます。セキュリティクリアランス制度の導入というのは、まずはアメリカを想定しており、それからイギリスとEU諸国、西側諸国と協働するときの「入場券」という言葉が先ほど出ました。日本がこの制度を導入するということはより明確にアメリカのサイドに日本がつくことと中国から受け取られる可能性もあると思いますが、この点日中関係への影響はあまりないと考えて大丈夫なのか、江藤さんお願いします。

江藤 日本が必要だと思う制度を作ることなので、中国には説明するとして、制度導入により中国の対日認識が悪くなるということに直結する話ではないと思います。むしろそれをどのように運用するのか、そのことによってどのような効果が生まれるのか、その点の方がより重要な意味を持っていて、注意が必要だと個人的には思います。

中国を排除するための制度ということではなく、日本において重要な情報というものをしっかり確保するための制度を作る、ただ同時に安全保障面においてはアメリカとの協力ということを進める上でこれを活用し、ヨーロッパとの協力においても重要な意味を持つという整理をして、日本政府がそれを中国に説明していくことが重要かと思っています。

また先ほどの山田さんのお話にあったように、これに直接関わらない企業があります。必ずしも先端技術を使っていない、安全保障と関わりがない分野に、今ご指摘のように「この制度によって日本は中国に対してより強く出るつもりだ」といった誤ったメッセージが生じないように、中国政府とのきちんとしたコミュニケーションが必要です。守るべきものをきちんと守るという、中国側から見ても納得のできる議論なので、その点について説明を尽くすことが大事ではないかと思っています。

鈴木均 ありがとうございます。この点について最後、神保さんをお願いしてよろしいでしょうか。

神保 ありがとうございます。セキュリティクリアランスがないことによって今見えていない機会を喪失している可能性があるということなのだと思います。特に機微技術に関連するプロジェクトの政府調達においては、アメリカも国防権限法やその他の法令で厳しくここに規制をかけており、産業保全協定 (ISA) に基づく形でクリアランスのある企業がホワイトリスト化されています。ホワイトリスト化されていない企業は特定の手続きを経て、「この企業は安全だ」という認証を得て初めて参加できるわけですが、その認証には60日から360日と相当時間がかかります。その時点で、やはり先程鈴木一人さんが「スタートライン」とおっしゃっていましたが、ISAに入っている企業はもう最初に走り出してしまい、それがなく多くの日本企業はもうスタート時点から差をつけられているという環境になっています。この制度をしっかりと整えて、競争条件を

経済安全保障 100社アンケート・ ラウンドテーブル

揃えた形で参入していく体制を作ることが、非常に重要だと思います。

またこれから安全保障関連の先端技術や機微技術の研究開発、ここに関しても基礎技術、汎用技術そしてそれらが製品化されていく一連のダイナミクスに加わるためにも、「この時点からもうあなたの企業は関われない」と言われぬようにシームレスな産業間協力を国際的に行うためにも、クリアランスは重要なのではないかと思えます。企業の活動を国際的に促進していくシステムとして国際的に通用する形で制度設計されることが大事ではないかと思いました。

鈴木均 ありがとうございます。4項目にわたり、アンケート結果について振り返って参りましたが、最後に一言ずつ、全体を通してのご感想、印象を順番に伺えたらと思います。それでは神保さんからお願いいたします。

神保 2年連続で経済安全保障100社アンケートを実施し、この分野そして地政学(geopolitical)的な関係と、経済成長との関係、これが企業の戦略や事業の意思決



地経学研究所経済安全保障グループ
主任客員研究員

鈴木均

定に非常に深く関わっているのだということを改めて感じた次第です。かつてのような市場の合理性や最適なサプライチェーンの決定論を遥かに超えた要素を企業の戦略の中に含めていかなければいけないということがよく分かり、企業が網をかけて様々な情報を取っているということも分かりましたが、それをどのように戦略として構造化していくか、まだ悩みが深いということも理解しました。ぜひ地経学研究所での対話を通じて、企業の皆さんが考えている戦略の一助になればと思った次第です。

鈴木均 ありがとうございます。それでは江藤さん、お願いいたします。

江藤 恐れるべきものを正しく恐れるということがこれから必要になるのではないかと思います。台湾有事、経済安全保障上の制裁などということもそうですが、どこで何が起こるか分からないというリスクが確かに存在しています。しかしそのリスクを恐れるあまり中国と経済活動ができない、ということも現実的ではありません。このアンケート調査の中で、情報をできるだけ取りたいという要望が出ており、かつ政府に対しての要求として中国との関係性を安定させてほしい、予見性を高めてほしいという意見が多数ありました。中国の行動に対する予見性を高めるために努力をし、恐れるべき部分について正しく恐れてやっていく、そのためには中国の中で何が起きているのか、中国は今何を考えているのかをより現実的に考える体制が必要ではないかと思えます。

鈴木均 ありがとうございます。山田さんお願いします。

山田 今回のアンケートで地政学リスクが高まっている中で、日本企業が非常に困っていることが改めてよく分かりました。ただし日本企業といった場合でも、やはり置かれている立場が様々で、温度差、違いがあるということが分かり、そこを丹念に見ていくことでさらに色々なこ



とが見えてきます。そうした個別の業界に対して私も含めて当研究所で情報発信していければと思いました。

鈴木均 ありがとうございます。最後に鈴木一人さん、お願いいたします。

鈴木一人 改めてこのように多くの企業の方々にご回答いただいて、そのおかげで様々なことが分かってきたのではないかと思います。すでに他の方々も色々なポイントに触れられていますが、一つは経済安全保障という問題がこれまでのコンプライアンス対応からリスク管理に移ってきたことが如実に分かる今年のアンケートだったのではないかと思います。これまでは、例えば外為法で機微技術が決められており、それに従ってどの国には輸出してはいけないという判断さえしていれば、大体は何をやっても大丈夫という理解でした。しかし、どうやら自由貿易といってもそれほど自由ではなくなってきている、色々な国が様々な規制を急速にかけており、中国のような曖昧な制度をとっている国や、アメリカのようにやや劇場型の保護主義的な措置を取るような国も出てくる中で、一体この環境の中でどのような経営判断をしていけばいいのかということに悩みながら、しかし自覚的に情報を収集、分

析し、そしてリスク判断をし、その上で事業を決めていく企業の姿が可視化されたアンケートだったのではないかと思います。

我々地経学研究所は、どこにどのようなリスクがあるのか、そしてどの国がどんな規制を行い、それによって世界経済の構造、秩序はどのように変わるのかという分析をし、発信していくのが仕事だと思っています。そのため当該アンケートを通じて当研究所が得たものを我々の研究に活かし、こうした研究を通じて皆様のいろんな活動に資するような情報発信をしていきたいと思っています。

鈴木均 ありがとうございます。先ほど鈴木一人さんよりすでにお礼の言葉ありましたが、このような経済安全保障100社アンケートを地経学研究所で実施することができるのは、一重に普段、機微に係る事業、業務に関わっておられる皆様が貴重な時間を割いてご回答くださったおかげであり、改めて御礼申し上げたいと思います。パネラーの皆さん、今日は長い時間にわたり本当にありがとうございました。

セキュリティ・クリアランス導入の議論に必要な三つの視点:

秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

地経学研究所・国際安全保障秩序グループ 主任研究員 小木洋人



1 セキュリティ・クリアランスには、ほかに、企業・施設の資格審査付与制度である Facility Security Clearance: FCLがあり、また、産業における秘密情報の取扱い全体では、秘密情報の取扱要領や情報システムの保全を含む様々な考慮要素がある。これらについては別途の論点整理が必要だが、本稿ではPCLに絞って論点を整理する。

地経学研究所が2022年末から実施した2回目となる経済安全保障に関する日本企業100社アンケートでは、近年議論になっているセキュリティ・クリアランスについての項目を設け、当該制度の適用がないことにより参画できなかった案件の有無を質問した。その結果、将来的な導入を含め、全回答の約79%が制度の必要性を認め、また、約56%が制度の不在により将来的に参画できない案件が生ずることを予想する回答が得られた。ただし、実際支障が生じる案件があったとする回答としては、海外企業と組んだ形で海外政府の事業に参画できなかったとするものが1.4%にとどまった。多くの企業は、現時点における事業への支障というよりは、将来の国際事業参画への障壁の懸念の観点から制度の必要性を感じている。

これまで、政府文書等においては、累次に渡って人的なセキュリティ・クリアランス制度(政府職員のみならず民間人を含め、秘密情報を取り扱うための資格を審査の上で付与する制度。米国でPersonnel Security Clearanceと表現されることに倣い、以下「PCL」という¹⁾)創設の必要性が述べられてきた。2022年に成立した経済安全保障推進法に当該制度は盛り込まれなかったが、同法案審議時の国会の付帯決議では「国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること」が掲げられ、新たに策定された国家安全保障戦略でも、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、PCLを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める」とされた。これらも踏まえ、岸田総理は、本年2月14日に開かれた政府経済安全保障推進会議で、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度のニーズや論点等を専門的な見地から検討する有識者会議を立ち上げ、今後1年程度をめぐり、可能な限り速やかに検討作業を進め」ることを高市経済安全

セキュリティ・クリアランス導入の議論に 必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

保障担当大臣に指示した。

PCLの導入の必要性については、専ら機微な情報を含む国際共同研究や海外政府調達への日本企業の円滑な参入に資するとの観点から議論されてきた。しかし、資格付与のための身上調査と個人情報保護の関係といった審査・評価方法のみに焦点が当てられ、どのような仕組みにより、いかなる情報を対象として制度を構築すべきなのかについての議論はほぼ行われていない。本稿では、そもそもいかなる情報を秘密として守り、そのためにいかなる対象や事例を想定して実効的な制度を構築すべきなのかという観点に着目し、論点を整理してみたい。

■ 日本にもPCLは存在するが限定的

日本でもPCL制度を創設すべきとの議論がややミスリーディングなのは、現在そのような制度が存在しないかのような誤解を与えていることだ。しかし、特定秘密保護法においては、特定秘密を取り扱う者に対するPCLである適性評価制度が既に規定されており、政府との契約に基づき物品製造・役務提供を行う「適合事業者」の従業者（民間人）も当該資格付与の対象とされている。

では問題の所在はどこにあるのか。米国における同様の制度との比較で議論を整理すると、第一に、特定秘密以外の秘密について、必ずしも同様の資格審査付与制度（PCL）が網羅的に規定されていない点が挙げられる。例えば、防衛省では、自衛隊法上の自衛隊員の守秘義務を根拠とする防衛省の秘密保全訓令に基づく「防衛省秘」の制度があるが、これを取り扱う政府職員に対する適格性付与の規定はあるものの、これを委託する者に対して厳密な調査を行う旨の規定があるのみで、特定秘密保護法のような個別の従業者に対する適性評価の具体的規定はない。加えて、防衛省秘については、特定秘密と異なり、基本的に民間人に対して義務違反時の刑事罰はな

セキュリティ・クリアランス導入の議論に必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

2 田村重信編『新・防衛法制』（内外出版、2018年）、740頁。これについて、防衛省は、本年（2023年）国会に提出した「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」案により、従来契約上の守秘義務によって担保してきた防衛装備品等に関する「防衛省秘」を「装備品等秘密」に指定し、企業等の民間人の義務違反に刑事罰を導入する規定を創設する方針である。

https://www.mod.go.jp/j/presiding/houan/pdf/211_230210/03.pdf

3 このうち、産業向けPCLについて特に定めているのは大統領令第12829号「国家産業保全プログラム（NISIP）」であり、これに基づき、国防長官が「国家産業保全プログラム運用マニュアル（NISIPOM）」を発行し、手続の詳細を規定している。

“Executive Order 12829—National Industrial Security Program” (January 6, 1993), *Federal Register*, Vol. 82, No. 7 (January 2017), 3224, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2017-01-11/pdf/2017-00152.pdf>.

4 “Executive Order 13526—Classified National Security Information” (December 29, 2009), *Federal Register*, Vol. 75, No. 2 (January 2010), 709, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2010-01-05/pdf/E9-31418.pdf>; 福田健志「米国のセキュリティ・クリアランス制度と日本における議論—研究者への適用をめぐる—」『変化する国際環境と総合安全保障 総合調査報告書』（国立国会図書館、2022年）、117-119頁。ただし、国家安全保障に明らかに関連しない基礎的科学研究は指定対象外とされる。

く、違約金請求等の契約条項に基づく措置のみが可能となっている²。

さらに、経済産業省や文部科学省といった先端技術研究に関する資金提供を行う省庁においても、特定秘密のほか、国家公務員法上の公務員の守秘義務を根拠とした秘密情報の管理に関する規則はあるものの、委託した研究成果を秘密指定して管理することを前提としたものとはなっていない。また、委託研究の契約条項において、相手方に守秘義務を課す規定は見られるが、義務違反の刑事罰はなく、適性評価の仕組みも構築されていない。機密（top secret）、極秘（secret）及び秘（confidential）に区分された秘密情報が、これを取り扱う民間事業者を含めて一様にPCLの対象となっている米国とはこの点がまず異なる（大統領令12968号、12829号及び13526号）³。

秘密指定の範囲に安全保障に関する委託研究を含めるか

第二に、秘密指定の対象となり得る情報の範囲も米国とは異なる。特定秘密保護法では「防衛の用に供する物」（防衛装備品）などに関する情報、外交交渉等に関する情報といった防衛・外交・テロ情報等が指定対象とされ、また、防衛省秘も同様に防衛の用に供する物に関する情報を指定対象として列挙している。一方、米国における秘密情報の指定対象には、「国家安全保障に関する科学技術又は経済的事項」も含まれており（大統領令13526号）、政府資金の提供を受けた研究に際して、PCLを得なければならない場合があり得る⁴。特定秘密保護法や防衛省秘でも防衛装備品の研究開発段階の性能や製作方法が指定対象となっているが、米国における指定対象はより広範なものとなっていると言える。

秘密を生成し得るのは政府だけか

第三に、秘密情報が政府から生成されることを前提として、民間

事業者が政府が指定した秘密情報を委託して取り扱わせる制度を設計している日本とは異なり、米国では、契約事業者や委託研究者が秘密情報を自ら生成し得る場合があることを想定し、そうした情報を秘密指定する手続を明示的に規定している。大統領令 13526 号は、政府資金の受給者等が自ら秘密指定を要する情報を創出したと判断した場合に、当該情報を管轄する政府機関にその旨を通知すべきことを規定しており、その通知を受けて、政府は当該情報を秘密するか否かを決定することとしている⁵。

⁵ "Executive Order 13526", 708-709.

■ 秘密指定すべき情報の範囲をどこまで広げるべきか

これらの点を踏まえると、日本における課題は、第一に、単に全ての種類の秘密制度に関し民間人も含むPCLの仕組みが存在しないことのみならず、その前段階として、そもそもPCLによって保護すべき秘密情報の範囲から、防衛装備品の研究開発や製造の契約に直接は紐付かないものの、安全保障に関わる民生技術（いわゆる汎用機微技術）が抜け落ちていることにあると言える。秘密指定すべき事項として対象になっていなければ、その漏洩を防止するために取扱者の資格を評価するPCLを適用できない。

このことが課題として明確になるのが、経済安全保障推進法の成立によって進められている重要技術育成プログラムにより、国による支援の対象となる「特定技術」の取扱いであろう。同法上、特定技術は、概略すると、外部から不当に利用されたり安定利用が妨げられた場合に国や国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある先端技術であるとされており、広い意味で安全保障に関連する技術と言えるだろう。実際、同プログラムの下で掲げられた個々の研究開発構想は、AI、無人、量子、宇宙、海洋技術など、防衛用途に応用可能な汎用先端技術を含んでいる。

ところが、同プログラムの運用に係る「基本的考え方」や「運用・

セキュリティ・クリアランス導入の議論に必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

6 内閣総理大臣決裁「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」(令和4年6月17日)、https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf;内閣官房・内閣府「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」(令和4年9月16日)、https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/nyo-hyouka.pdf。

7 ただし、研究内容自体ではないが、重要技術育成プログラムの実施に当たって開催され得る官民の協議会の事務に関して知り得た秘密は、経済安全保障推進法上、罰則付きで保護対象とされ、これにより機微な「関係行政機関が保有するニーズ情報」を研究者に共有することが可能となるとされている(「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(令和4年9月30日閣議決定)、https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin3.pdf)。当該機微情報へのアクセスに必要な要件としてPCL制度を構築するという最小限の手法もあり得るが、その場合、技術そのものを秘密指定の対象とし得る米国の制度とは乖離が生じることになるだろう。

評価指針」といった政府文書においては、研究の段階に応じて「適切な技術流出対策」をとることが記載されるにとどまり、秘密指定の有無を含む具体的な仕組みは示されていない。(ただし、現在、特定重要技術に関する「基本指針」やプログラムの「運用・評価指針」においては、研究成果は公開を「基本」とするとされている。)⁶。

したがって、PCLの仕組みを検討するに当たっては、重要技術育成プログラムを含め、国が民間に資金提供を行って委託する先端技術の研究開発で得られた情報のうち、防衛装備品の研究開発に直接結び付かないものの、防衛分野への応用可能性のある安全保障上機微なものを秘密指定すべきか否か、また、どこまで秘密指定の対象とすべきかが論点となると思われる。そのような先端的機微汎用技術が日本で秘密指定の対象とされない場合、(防衛装備品の研究開発と同一人物が行う場合を除き、)これを扱う研究者や民間事業者がPCLを保持する契機が基本的には訪れないので⁷、類似の機微技術を扱う国際共同研究等に参加する際に生じ得るとされる問題は解決されないことになるからだ。

もっとも、米国と同様の範囲で秘密指定を行うか否かは、科学技術の発展に求められる研究のオープン性と、当該技術の機微性や国際共同研究等に参加できないことによる国や企業の逸失利益とを比較考量した上で、真に必要なものに限定して判断する必要がある。限界事例の線引きは難しいが、例えば、基礎研究レベルの成果は公開を基本としつつ、実装化のレベル、防衛分野への応用可能性、製造方法の機微性、技術の優位性、技術が流出した場合の安全保障への影響などの要素を複合的に勘案して秘密指定するような基準を整理することも一案だろう。

また、秘密指定され得る情報の範囲拡大を、その情報の取扱要領や民間人も含む形でのPCLの仕組み創設と共に行うためには、新たな法整備が必要となると思われる。この点について、高市経済安全

保障担当大臣は、本年2月14日の記者会見で「情報通信や宇宙などマルチユースな技術に対してアクセスできる資格を付与することになると、それらを全て特定秘密に指定することは考えにくい。そのようなことから特定秘密とは分けて考えていただきたい」と述べている。「経済安全保障分野」における制度の検討との岸田総理指示も併せて考えると、特定秘密保護法とは別の法制で検討するのではないかと思われる。

■ 拡充したPCLの実効性をどう担保すべきか

第二に、国が研究費を提供して研究機関等が行う研究のうち、安全保障上機微なものを秘密指定の対象に含むこととした場合、これを取り扱う研究者等に適用されるPCLの制度をどのように構築するかが論点となる。特定秘密保護法においては、テロ等との関係、家族に関する情報、犯罪歴、経済的な状況等の情報について評価対象者に質問票への記入などにより調査を行う適性評価が規定されており、新たに拡充するPCLについても、ベースとしてはこれと同様の仕組みの適用が考えられる。

一方、民間の研究者等に資格を付与することを前提とした制度を検討するのであれば、当該研究者が海外を含め様々な財源から研究費を得ている可能性があることを踏まえ、専ら公務員を対象として想定する特定秘密保護法の適性評価項目に加え、追加的な調査項目が必要かもしれない。具体的には、こうした個人情報のみならず、職務として受けている外部からの資金提供の状況についても評価の対象に含めるか否かが論点となろう。

この点、政府は、外国からの不当な影響による技術流出等の懸念を踏まえ、研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)確保のための取組として、2021年に競争的研究資金に関するガイドラインを改正し、研究資金への応募時、応募者に海外を含め外部からの支援や兼

セキュリティ・クリアランス導入の議論に 必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

8 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(2021年12月17日)、https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf。

9 US Department of Defense, "National Industrial Security Program Operating Manual" (Change 2, May 2016), Federal Register Vol., No. 245 (December 21, 2020), 83330, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-21/pdf/2020-27698.pdf>。ただし、専門的知識等の理由から秘密情報取扱いが必要な場合は、限定的取扱資格(LAA)が非米国市民にも付与可能とされる。

10 2019年に国防保全局(DSS)から改組。1万の企業を監督し、年間200万件のバックグラウンド調査を行っている。とされる。<https://www.dcsa.mil/about/>

11 Arthur Herman, "Closing the Defense Industrial Security Gap with Japan" (Hudson Institute, July 2018), <https://s3.amazonaws.com/media.hudson.org/files/publications/HermanJapanFINAL.pdf>。

業等の情報を提出させることなどを定めている⁸。そして、この中で、秘密保持契約が取り交わされている共同研究等については、共同研究の相手方機関名など最低限の情報のみ提出させることとしている。仮に、海外からの資金提供により不当な影響を受け、技術流出につながるような事例を未然防止したいのであれば、このガイドラインと同様の項目をより実効性のある形で評価することを検討する必要があるだろう。しかし、上記のような秘密保持契約付きの資金提供を受けている場合、当該契約上の義務によりPCL付与のための調査への回答ができなければ、PCLを要する研究に参加できない場合も生じるかもしれない。PCL制度の研究者への拡充に際しては、必要十分な調査項目と技術流出防止の実効性をバランスさせる工夫が重要となる。

また、米国ではPCLの付与資格を基本的に米国市民に限っており、非米国市民による秘密情報の取扱いは例外とされているが⁹、日本でもPCL制度を民間研究者等に拡充する場合には、同様の取扱いとすることが穏当だろう。資格付与の際、質問票への回答を踏まえて個人を調査する場合、国籍国政府当局の協力が得られなければ実効的な調査を行うことができないと思われるためである。

さらに、政府において、民間人を含む資格付与の審査を行う機関をどのように構築し、専門的人材をどのように確保するのも今後の論点となるだろう。米国では、国防省に属する国防防諜保全局(DCSA)¹⁰がPCLの実務、特に政府や企業職員のバックグラウンド調査を一括して担っており、実効的な産業保全の構築のため、このような保全実務の中核人材(security cadre)を擁する組織の必要性を訴える指摘もある¹¹。

日本のPCLを海外でどのように通用させるべきか

第三に、もう一つ見過ごされている論点は、日本が米国等と同等

セキュリティ・クリアランス導入の議論に 必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

と判断できるPCLを構築したとしても、それがそのままそれらの国において適用されるわけではないという点である。例えば、上記で述べたとおり、米国では、米国のPCLを取得できる対象を米国市民に限っており、日本の国内法の下でPCLを取得したとしても、それを米国で直接援用できるわけではない。日本で取得したPCLを相手国で通用させるためには、そうした取扱いを定める条約等の国際約束や相手国の国内法上の措置が必要となる。

日米間の秘密情報のやり取りについては、日米秘密軍事情報保護協定(GSOMIA)の下、互いの秘密情報を相手国において与えられる保護と「実質的に同等の保護」を与えることや、契約企業に秘密情報を提供する場合は当該情報にアクセスする個人が「秘密軍事情報取扱資格」(すなわちPCL)を有すること、秘密情報の送付は「政府間の経路を通じて」行われるべきことなどが条件として定められている。このため、防衛に関する研究開発や調達に関しては、国防当局間の共同プロジェクトとすることにより、日本におけるPCLの保持が、米国における事業参加において参加資格として意味を持つことになる。ただし、同協定の対象となる情報は「秘密軍事情報」なので、防衛に直接結び付かない安全保障関連の機微技術のやり取りを対象に含めるためには、協定の改正や解釈の整理、あるいは新たな協定の締結を選択肢の幅として、日米間で協議し、取扱いを決める必要がある。

この点、米国は、英国等との間で補足的な「産業保全協定(industrial security agreement)」を締結している場合があるようであり、内容が公開されていないので確たることは言えないが、こうした取決めの中で産業を含む秘密情報取扱いの具体的な手続を定めているとされている¹²。政府は、こうした類似例を調査しつつ最適な枠組みを協議していくべきであろう。

また、例えば、日英、日豪情報保護協定などでは、軍事に限らず

¹² US Department of Defense, "National Industrial Security Program Operating Manual", *Federal Register*, 83348; Masahiro Matsumura, "Facilitating Japan's Participation in Multinational Defense R&D: A Japanese Approach to Strategic Management of Technology Transfer and Intellectual Property Rights Issues", (Institute for National Strategic Studies, National Defense University, February 27, 2017), 5-7, https://researchmap.jp/read0032929/published_papers/18085743/attachment_file.pdf.

セキュリティ・クリアランス導入の議論に 必要な三つの視点： 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

国家安全保障に関する秘密情報を対象とし、PCLに関する規定もある。このため、両国政府の関与を前提とすれば、自国におけるPCLの取得が、相手国との共同研究や相手国政府の調達への参加機会を広げる可能性がある。

日本におけるPCL制度拡充の検討に当たっては、日本企業がいずれの国との共同研究や政府調達への参加において課題を感じているのかを特定した上で、当該相手国との間で必要な協定の改正や締結を行う必要がある。また、相手国国内措置の変更を要する場合には、これに関する働きかけを行っていかねばならない。重要なのは、日本国内で法制化の具体的検討を行う前に、あるはそれと並行して、共同研究等の海外展開先として想定する国における制度の調査や当該国政府との協議をしっかりと行うことだろう。相手国から受領する秘密情報が日本においても相手国におけるのと「同等」の保護を受けていると判断できるような取扱要領やPCL制度はいかなるものなのか、認識をすり合わせなければならない。

将来の機会損失か獲得利益への影響か

冒頭で紹介した地経学研究所の100社アンケートでは、多くの企業が将来の国際事業参画にとって障壁となるとの懸念から制度創設の必要性を答え、実際に既に支障が生じている企業はわずかにとどまる。これには、個々の企業の状況や業種によって海外展開の度合いやその態様が異なることも影響している可能性がある。このことは、PCL創設の議論が政治的に争点化した際、産業界全体の当該制度に対する一致した強い意見が形成されにくいことを示唆しているのかもしれない。

一方、上記で触れた研究インテグリティに関する議論に見られるとおり、海外から研究資金を得ている研究者や研究機関においては、PCL制度の内容によっては実質的な影響を受け得ることを見据え、強

セキュリティ・クリアランス導入の議論に 必要な三つの視点: 秘密情報の範囲、実効性の確保、海外での取扱い

い反対意見が生じる可能性もある。そうなった場合、将来の海外展開機会を広げるための産業界の緩やかな支持意見は、既に獲得された利益が影響を受け得ることを理由とした一部の強い反対意見を前に埋もれてしまうかもしれない。

しかし、将来の海外展開・協力が妨げられることは、国産技術の発展や経済成長にも影響を及ぼす可能性がある。また、PCLが拡充されることにより、研究者が逆に海外資金を得やすくなる場合もあるかもしれない。さらに、海外展開のニーズとは別に、PCL制度の構築により、国内において民間の資格のまま政府のプロジェクトに参画する際、PCL保持者により機微な情報を共有することが可能となり、民間の知見の取り込みが促進されることも考えられる。

PCL制度を検討するに当たっては、こうしたことを踏まえた上で、産業界や学术界を含む幅広い意見を吸い上げ、その支持が得られるような制度設計を工夫しなければならない。

(2023年2月27日記)

セキュリティ・クリアランス制度で政府や民間が保護すべき情報とは何か

地経学研究所・経済安全保障グループ 主任客員研究員 山田哲司



地経学研究所では、2023年2月に「経済安全保障に関する第2回日本企業100社アンケート」の結果を発表した。この中で欧米諸国が既に導入しているセキュリティ・クリアランス制度を日本も導入すべきかとの質問があり、回答のあった78社のうち、実に76%がその必要性を回答した¹。セキュリティ・クリアランス制度とは、政府が指定する秘密情報にアクセスできる資格者を政府が認定するとともに秘密情報の漏洩を防止するために秘密情報の管理、セキュリティ体制を定める制度である。日本はその導入に向けて、政府の有識者会議²で議論している。本論考では、各レベルの情報を、政府と民間はどのように保護すべきか、以下に述べていきたい。

1 地経学研究所(IOG)「経済安全保障100社アンケート結果」(2023年2月6日)
<https://apinitiative.org/economic-security-survey/>

2 内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」(2023年2月22日～)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/index.html

3 秘密情報(CI)は、更に「機密(TOP SECRET)」、「極秘(SECRET)」、「秘(CONFIDENTIAL)」の3段階に分けられる。

情報区分

まず政府や民間が扱う情報区分は、大きく3つに分けられる(図1参照)。最も重要な情報区分は、①「秘密情報」で、これは日本では、特定秘密保護法などにに基づき、政府が「秘密」に指定する情報であり、米国では国防総省をはじめとする各省庁が「Classified Information (CI)」に指定する情報である³。これらは、例えば防衛装備品の技術や関連データなどに関する情報で、米国ではセキュリティ・クリアランス制度により情報へのアクセス資格者を政府が認定している。

次に重要なのが②「保護すべき情報」(注意情報)であり、日本では、秘密ではないが、例えば、防衛装備品に関して防衛省が指定し、米国では国防総省など各省庁がControlled Unclassified Information (CUI)に指定する情報である。この情報は①「秘密情報(CI)」ではないものの管理すべき機微な情報である。具体的には、例えば一定の防衛装備品の研究試作の入札段階における評価基準や性能等の要求事項など、防衛装備品に関する秘密情報そのものではないものの、それらに準ずる機微情報が考えられる。近年は、防

セキュリティ・クリアランス制度で
政府や民間が保護すべき情報とは何か

	政府由来の情報		民間由来の情報	
	A 政府保有	B 民間保有 ※企業などが 契約等に基づき受託	C 政府・民間保有 ※企業などが 契約等に基づき受託	D 民間が政府と契約 資金提供等による 関わりがない場合
① 秘密情報 (CI: Classified Information)	特定秘密保護法などの現行制度 新たな情報保護制度(クリアランス制度含む)			
② 保護すべき情報 (CUI: Controlled Unclassified Information)	国家公務員法による守秘義務	防衛産業サイバーセキュリティ基準(NIST SP 800-171) ※民間は政府との契約上 基準順守義務あり 防衛省以外の省庁も、類似のガイドラインを策定すべきか、要議論	CUIを規制するガイドラインを策定すべきか、要議論	政府調達案件にも参加しておらず、資金提供も受けていない民間を規制するというのは、その根拠とともに、現実的な実効性の観点から運用方法にも課題が残るだろう。要議論。
③ その他の情報	現行の法律、規則、ガイドライン 検討中の法律、規則、ガイドライン 要議論の法律、規則、ガイドライン			

図1 保護すべき情報のマトリックス(第2回有識者会議の資料2を基に著者作成⁴)

⁴ 内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」第2回(2023年3月14日開催)の資料2「情報の区分(イメージ)」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai2/siryou2.pdf)を基に著者作成。

衛技術と民生技術の垣根が曖昧になり、双方に使える先端デュアルユース技術が重要となる中、②「保護すべき情報(CUI)」の情報保全もますます重要となっている。

3つ目は③「その他の情報」であるが、これは政府が指定して保護する①「秘密情報(CI)」、②「保護すべき情報(CUI)」以外の情報である。

■ 政府、民間における情報保護について

上記3つの情報区分は、国が情報を保有するケースと民間が情報を保有するケースの2通りがあるが、民間が保有する情報の扱いについては、その置かれている状況により4つのケースに分類される(図1参照)。

まず(A)「政府由来情報を政府が保有する」場合である。これは、①「秘密情報(CI)」であれば、政府職員は、「特定秘密保護法」の対象となり、②「保護すべき情報(CUI)」であれば、国家公務員としての守秘義務の対象となり、情報秘匿が求められる。

次に(B)「政府由来情報を民間が保有する」場合である。これは民間企業が政府の調達案件を受託し、政府由来の①「秘密情報(CI)」を保有せざるをえない場合、「特定秘密保護法」の対象となり、政府より情報保護が求められる。①「秘密(CI)」情報は、現在政府の有識者会議で議論されている新たな情報保護制度(クリアランス制度含む)の対象となることが想定される。また②「保護すべき情報(CUI)」は、防衛省では「防衛産業サイバーセキュリティ基準」⁵を定め、2023年度の契約から同基準に従うことを契約の条件として運用開始している⁶。この基準は、米国では国防総省が②CUIを扱う契約先の民間企業に対して義務付けている国立標準技術研究所(NIST)の情報セキュリティ基準(NIST SP 800-171)と同水準の管理策を盛り込んだ基準である。米国の場合、現在、国防総省はこ

5 内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」第5回(2023年4月25日開催)の資料4「防衛産業保全について」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai5/siryou4.pdf

6 但しシステム換装等を考慮し一定の移行期間(最長5年間)を設定(防衛装備庁「防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備について」)、<https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html>

の NIST 基準 を CMMC (Cybersecurity Maturity Model Certification) の資格制度として運用しようと準備をしている。

一方、日本の場合、防衛省以外の省庁が企業との契約において類似の基準を運用しているわけではないので、経済安全保障の観点から、そのような基準を設けるべきか、今後 議論が必要かもしれない。

次に(C)「民間由来で政府・民間が保有する情報」である。民間が政府と契約し、あるいは資金提供を受けて、技術などを開発するケースが考えられる。このケースでは、当該技術に関わる情報は、①「秘密情報(CI)」や②「保護すべき情報(CUI)」になることがあり得るかもしれない。このような場合、米国では秘密指定を行なう権限を持たない者であっても、自らが①「秘密情報(CI)」を創出したと判断した当事者は、大統領令等に基づいて当該行政機関にその旨通知する義務が課される。通知を受けた行政機関は30日以内に、当該情報を秘密指定するか決定しなければならない。⁷ 日本でも類似の規制の導入を検討する必要があるだろう。また民間内の情報保護に向けて、NIST SP 800-171 若しくは類似ガイドラインの運用を「推奨」することも可能かもしれない。

最後に(D)「政府と契約・資金提供等の関わりがない場合」である。この場合、民間は①「秘密情報(CI)」や②「保護すべき情報(CUI)」に関わる情報に接しないため、理論上これら情報を創出することはない。一方で、先端技術を①「秘密情報(CI)」や②「保護すべき情報(CUI)」に指定し情報保護の対象とすべきではないかとの考え方がある。ただ政府調達案件にも参加しておらず、資金提供も受けていない民間を規制するというのは、その根拠とともに、現実的な実効性の観点から運用方法にも課題が残るだろう。

また視点が若干異なるが「みなし輸出制度」の運用を強化することも一つの方法かもしれない。これは先端技術を有する「日本居住

⁷ 永野 秀雄「米国における国家機密の指定と解除：わが国における秘密保全法制の検討材料として」『法政大学人間環境学会、人間環境論集』12巻2号(2012年3月)

者」が、「日本非居住者(外国政府や外国法人)」の強い影響下にある「日本居住者」に技術提供を行なう場合は、経済産業省の輸出許可を必要とする制度である。米国の「みなし輸出」制度の場合は、米国内で指定機微技術を、米国籍から非米国籍に提供する場合、商務省の輸出許可を必要とする制度である。

■ 情報保護制度の運用にあたって

本論考で各情報区分に基づいた情報保護のあり方について述べたが、重要なのは、運用を意識しながら「どのような情報」を「どのような目的で守るか」を掘り下げる必要がある点である。このプロセスを経ずに、制度論だけを議論していくと、実態と乖離した規制を設けることにもつながりかねない。特に経済安全保障の観点からは、民間由来の情報、或いは、民間保有の情報に関してどのように守っていくか、保護すべき情報を具体的にイメージしながら議論することが必要となる。

米国ではセキュリティ・クリアランス制度は、政府の資格審査に膨大な工数がかかり資格取得までの期間が長期化することが問題になっている。日本においても政府内の工数増や過度な工数による民間の競争力そのものを削いでいくことがないようにすることも必要である。

(2023年5月16日記)

2022年度 経済安全保障に関する企業アンケート プロジェクト・メンバー(役職は当時)

地経学研究所

鈴木 一人(所長/経済安全保障グループ・グループ長、東京大学公共政策大学院教授)

鈴木 均(主任客員研究員、プロジェクト・マネージャー)

山崎 香澄(事務局長)

山田 哲司(主任客員研究員)

小木 洋人(主任研究員)

田坂 潤子(プログラム・コーディネーター)

地経学研究所 学生インターン(肩書は在籍当時)

岩渕 唯加(東京大学大学院)

岩本 圭司(関西学院大学大学院)

大井 雄磨(慶應義塾大学)

栗田 知明(東北大学)

柴田 悠帆(慶應義塾大学)

瀬戸口 優里(東京大学大学院)

早川 さくら(慶應義塾大学)

結城 聖未(慶應義塾大学)

Hanabi Shirakata Blackmoor (東京大学大学院)

Dylan Harris (早稲田大学大学院)

Joseph Slucher (早稲田大学大学院)

Thomas Stables (早稲田大学大学院)

2023年5月24日 発行

編者 公益財団法人 国際文化会館 地経学研究所(IOG) 国家経済安全保障戦略プロジェクト

デザイン hoop



地経学研究所とは

地経学研究所は、Asia Pacific Initiativeや国際文化会館がこれまで築いてきた欧米のシンクタンクや国内外の政・官・財・学とのネットワークを最大限活用しながら、アジア・太平洋地域を代表する知の交流の拠点となり、グローバルでより高いインパクトを発することを目指している民間・独立のシンクタンクです。

